

市民病院守衛業務委託業務仕様書

1 目的

本仕様書は、長崎市立市民病院（以下「本院」という。）の守衛業務委託に関して定めるもので、関係法令及び本院の諸規則を遵守し、病院の敷地内での秩序の維持・火災及び盗難等の予防警備のために業務を遂行することを目的とする。

2 履行期間 平成19年4月1日～平成22年3月31日

3 施設の概要

(1) 所在地

長崎市新地町6番39号

(2) 敷地面積

区分	構造	延建築面積
本館	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上7階	12,858.08 m ²
南病棟	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階	3,730.56 m ²
管理棟	鉄筋コンクリート造、地上4階	2,255.81 m ²
計		18,844.45 m ²

(3) 診療科目

内科、診療内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科
 リウマチ科、小児科、外科、整形外科、呼吸器外科
 小児外科、皮膚科、泌尿器科、肛門科、産婦人科、眼科
 耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科

(4) 病床数 414床

(5) 病棟

病棟	病床数	備考
5階東	46	外科
5階西	49	外科6、泌尿器科30、皮膚科10、婦人科3
6階東	49	内科・循環器科
6階西	49	眼科20、耳鼻咽喉科20、整形外科4、リハビリテーション科4、診療内科・精神科1
7階東	49	内科・循環器科
7階西	46	内科・循環器科(うちCCU)
2階南	35	産婦人科
3階南	47	整形外科
4階南	38	小児科23、未熟児15
5階南	6	宿泊人間ドック6

4 業務体制

常時、契約書に基づき必要人員（1名以上）を配置すること。

5 業務時間及び業務内容

業務時間	勤務場所	業務内容
9:00 ~ 16:30	玄関ホール 2階外来付近	(1) 院内への出入者の監視及び対応、携帯電話使用者への注意 (2) 巡回警備 (3) 院内各部屋の出入口の開閉及び照明等の点灯・消灯 (4) 駐車場の管理（駐車場委託業務勤務時間外の場合）
16:30 ~ 9:00	守衛室	(1) 巡回警備 (2) 設備故障時の対応（必要に応じて病院職員に連絡し、指示を受けること） (3) 災害時の対応 (4) 院内への出入者の監視及び対応 (5) 電話の対応 (6) 駐車場の管理（駐車場委託業務勤務時間外の場合） (7) 拘束者の呼出し（拘束者の確認をすること） (8) 院内各出入口の開閉及び照明等の点灯・消灯 (9) タクシーチケットの管理・配布

その他の業務として、郵便物等の受付・鍵の保管・霊安室及び霊柩車通路の管理・業務日誌の作成報告があり、巡回警備の時はこの業務を優先するが、緊急時にはこの限りでない。

巡回警備とは下記の内容である。

- (1) 不法侵入者・潜伏者の排除
- (2) 身分の明らかでない者・挙動不審者（盗難・痴漢の予防のため）の立入り防止
- (3) 不用な電灯の消灯
- (4) 施錠の確認・戸締りの確認
- (5) 水道・ガス漏れ等の確認・火気の点検
- (6) ガラスの破損・照明・誘導設備の点灯の有無（軽易なものは随時処理すること）
- (7) 院内の清掃安全上の不備、又は改善の指示を要する事項
- (8) 夜間の駐車場の点検

6 巡回警備の場所及び時間帯

- | | |
|---------|---|
| 18:00より | 新館（B階・1・2・3・4階）
管理棟（1・2・3・4階）
南病棟（B階・1階・5階） |
| 21:00より | 新館（B階・1・2・3・4階）
管理棟（1・2・3・4階）
南病棟（B階・1階・5階） |
| 23:00より | 全館（病棟も含む） |
| 0:30より | 病院外回り |

7 その他

- (1) 勤務中は服装を正し、来院者に対しては礼儀正しく対応し、案内は親切丁寧に行うこと。
- (2) 病院の設備その他の物件で、破損した箇所を発見した時は必要に応じて病院職員に連絡し指示を受けること。
- (3) 突発的事故等が発生した場合は病院職員に連絡し指示を受けること。
- (4) 火災報知器・緊急放送設備等の保安機器と、設備の操作を熟知しておくこと。
- (5) 常に連絡ができるように、院内専用のポケットベルを携帯すること
- (6) 勤務終了後業務日誌により、担当者に報告を行うこと。
- (7) 業務中に知り得た病院内の重要事項・患者等の私的事項は決して他に漏らさないこと。
- (8) その他病院の指示・要望事項については協力的な対応に努めること。

8 タイムスケジュール

業務時間	業務内容
9:00 ～	玄関ホール付近での院内への出入者の監視及び対応
12:00 ～	同上
14:00 ～	外来部門巡回警備
15:00 ～	受付での院内への出入者の監視及び対応、テレビの電源を切る
17:00 ～	救急隊専用電話切替え 外来部門（1・2・3F）の消灯、外灯の点灯（守衛室ブラケット）
18:00 ～	巡回警備 扉の施錠（霊安室横・リハビリ横・正面玄関・薬局横等） 玄関ホールの消灯
18:30 ～	巡回警備 新館（B階・1・2・3・4階）の巡視 管理棟（1・2・3・4階）の巡視 南病棟（B階・1階・5階）の巡視
20:00 ～	売店の前・守衛室前の消灯 駐車場の出入口施錠（輪番日は片側を開けておくこと）、夜間出入口の施錠
21:00 ～	巡回警備 新館1・2階ホールの消灯 新館（B階・1・2・3・4階）の巡視 管理棟（1・2・3・4階）の巡視 南病棟（B階・1階・5階）の巡視
23:00 ～	巡回警備 全館 新館3階尿検査室を開ける
0:30 ～	巡回警備 病院外回り
1:00 ～	仮眠（但し、急患の場合出入口の管理）
6:00 ～	夜間出入口の開放、守衛室前の点灯、外灯の消灯 売店の前の点灯 駐車場（輪番日）の施錠、霊安室横扉の開放
7:00 ～	地下から4階までの点灯（土・日・祝日は除く）
7:15 ～	玄関・薬局横扉の開放（土・日・祝日は除く）、自動ドアの電源を入れる テレビの電源を入れる、リハビリ横・給食側・霊安室横扉の開放
8:30 ～	救急隊専用電話の切替え（土・日・祝日は除く） 引き継ぎ

9 提出書類

- (1) 業務日誌（守衛業務日誌）
- (2) 公用電話使用簿
- (3) 勤務編成表（毎月）
- (4) その他必要な書類

市民病院夜間の設備運転管理等業務委託仕様書

(目 的)

- 1 本業務は、長崎市立市民病院における夜間における設備運転管理、施設の保全業務である。本仕様書は、長崎市立市民病院における夜間の設備運転管理等を委託する業務の適正かつ円滑な運営を期することを目的として、それに必要な業務要領を定めたものである。以下この仕様書において、発注者（長崎市病院事業管理者）を甲とし、受託者を乙という。
- 2 履行期間平成19年4月1日～平成22年3月31日

(委託業務の場所)

- 3 乙は、長崎市新地町6番39号に所在する長崎市立市民病院の本館・南病棟・管理棟のすべての設備を管理すること。

4 施設の概要

(1) 所在地

長崎市新地町6番39号

(2) 敷地面積

区分	構造	延建築面積
本館	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上7階	12858.08 m ²
南病棟	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階	3730.56 m ²
管理棟	鉄筋コンクリート造、地上4階	2255.81 m ²
計		18844.45 m ²

(3) 診療科目

内科、診療内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科
 リウマチ科、小児科、外科、整形外科、呼吸器外科
 小児外科、皮膚科、泌尿器科、肛門科、産婦人科、眼科
 耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科

(4) 病床 414床

(5) 病棟

病棟	病床数	備考
5階東	46	外科
5階西	49	外科6、泌尿器科30、皮膚科10、婦人科3
6階東	49	内科・循環器科
6階西	49	眼科20、耳鼻咽喉科20、整形外科4、リハビリテーション科4、診療内科・精神科1
7階東	49	内科・循環器科
7階西	46	内科・循環器科(うちCCU)
2階南	35	産婦人科
3階南	47	整形外科
4階南	38	小児科23、未熟児15
5階南	6	宿泊人間ドック6

(受託業者の履行義務)

- 5 受託業務の遂行にあたっては、乙は次のことに留意しなければならない。
- (1) 業務を円滑に遂行するとともに、施設の機能が十分発揮できるように努めること。
 - (2) 仕様書・契約書に基づき業務を完全に遂行すること
 - (3) 病院業務に支障をきたさないように留意して業務遂行に努めること。
 - (4) 本業務は、病院の維持管理として重要な位置を占めていることを念頭におき、従業支障をきたさないよう、労務管理には十分配慮すること。履行期間中に従業員には健康診断を受診させ、その写しを提出すること。
 - (5) 毎日2名の従業員を派遣し、年に1月以上の非常勤の従業員を研修させるとともに派遣従業員を年に1月以上昼間時間帯に研修させること。

(委託業務の内容)

- 6 委託業務の内容は、次のとおりとする。ただし、緊急時・異常発生時については病院のマニュアルに従って行動する。
- (1) 中央監視盤監視業務
 - 1) 中央監視盤室にある全ての監視盤等の監視・操作及び記録

受配電系統・低圧動力系統・空調・エレベーター系統の監視盤・保護継電器盤・継電器盤・時計盤・火災報知盤・排煙盤・スプリンクラー設備警報盤・医療ガス警報盤・ガス漏れ火災警報設備盤・電算室警報盤・空調機遠方操作盤・空調設備用ポテンシオメーター盤

- 2) 高低圧受変電設備・直流電源設備の操作及び点検
 - 3) 非常用発電機設備の運転(停電時)
- (2) 中央監視盤監視業務以外の業務
- 1) 蒸気ボイラーの運転
運転時間帯 (ア) 18 ; 15以降の手術等、必要に応じて蒸気ボイラーを運転するものとする。
(イ) 4 ; 00以降、蒸気ボイラー1基を運転するものとする。
 - 2) 温水ボイラーの運転
暖房時期において蒸気ボイラーを運転しない時間帯に運転するものとする。
 - 3) 建築設備・電気設備・空調設備・給排水衛生設備・医療ガス設備の運転及び点検・故障時の応急処置
 - 4) 建築物の附属設備等の損傷・雨漏り等の応急処置・照明ランプ等の取替え
 - 5) 給食排水用グリーストラップでの水温、PH測定
 - 6) 病棟、外来等での温・湿度測定
 - 7) その他、設備についての応急処置
 - 8) 年2回、9ヶ所の環境測定(温・湿度、酸素濃度、二酸化炭素濃度、浮遊粉塵)を行うこと。

(医療ガス設備安全対策)

- 7 医療ガス設備の安全対策のために(財)医療機器センターが行う医療ガス保安管理技術者講習会修了者を配置すること。また、未修了者については同上講習会を年間に1人以上受講させること。

(従業員の認定)

- 8 乙は、受託業務を適正かつ円滑に遂行するため、法令等で規定する資格を有し、確実に業務を遂行できる従業員及び必要人員数を確保し勤務させなければならない。
- (1) 受託業務に関する組織表の提出、委託業務に従事する従業員の履歴書の提出
 - (2) 受託業務に従事する従業員は会社の統一した制服を着用し、名札(写真付)付けること。

(有資格者)

- 9 業務に従事する職種及び資格は、次の(1)、(2) いずれにも該当するものとする。
- (1) 中央監視盤監視員は、次のいずれかに該当する者とする。
 - 1) 電気工事士の免許を取得し、実務経験を有する者。
 - 2) 高校卒業以上の課程を終了し、電気設備の実務経験を3年以上有する者。
 - 3) 電工として5年以上の実務経験を有する者。
 - 4) 上記以外で電気設備に関し、実務経験及び能力が同等以上と甲が認めた者。
 - (2) ボイラー等の運転員は、次のいずれにも該当する者とする。
 - 1) 二級ボイラー技士以上の免許を取得し、実務経験を有する者。
 - 2) 中央監視盤監視員の補助業務を行える者。
 - (3) (財)省エネルギーセンターが行うエネルギー管理員講習会を年間に一人以上受講させること。また、甲が指定する業務に関する講習会に一人以上受講させること。

(ボイラー取扱作業主任者の選任)

- 10 受託時間内のボイラー運転について、下記に該当する者の中からボイラー取扱作業主任者を選任すること。
- (1) 一級ボイラー技士の免許を取得し、実務経験を有する者。

(業務の勤務体制)

- 11 委託施設における勤務体制は、次のとおりとする。
- (1) 勤務時間 16:30 ~ 9:00 1人
 - (2) 勤務時間 18:00 ~ 8:00 1人
- (うち22:00~4:00は業務に支障がないかぎり、交替で仮眠室での仮眠をとることができる)

(総括責任者の選任)

- 12 乙は業務従事者のうちから総括責任者を選任し、契約締結の日から7日以内に、甲の承認を受けなければならない。

(総括責任者の職務)

- 13 総括責任者の職務は、次のとおりとする。
- (1) 常に従業員の指導監督を適切に行うこと。
 - (2) 従業員の研修を行い、技術の向上に努めること。
 - (3) 甲との連絡を密にし、意志の疎通を図るとともに、協議事項を的確に行うよう従業員を指導すること。
 - (4) 契約書・仕様書・業務内容を十分に把握し、常に現場の状況の掌握に努めること。
 - (5) 勤務体制表を前月15日までに甲に、提出すること。

(法令の厳守)

- 14 乙は、受託業務遂行に際しては、関係法令等を遵守しなければならない。

(施設等の使用)

- 15 乙は、甲の承認を得て受託業務遂行上必要な施設の無償供用を受けることができる。ただし、汚損及び破損した場合は、乙が弁償するものとする。

(各種機器の監視及び点検について)

- 16 乙は、機器の監視等については、次の要領で行うこと。
- (1) 監視
中央監視盤室にある全ての監視盤等について、常時、状況判断をして監視を行い故障発生時は、適切な対応を行うこと。
また、甲が指示するものについては記録をすること。
 - (2) 点検
引継ぎ後の機器の作動状況を確認すること。
 - (3) 応急処置

故障・修理箇所のうち備品工具・消耗品及び施設等を利用してできる応急処置等を行うものとする。なお、重要な機器等の故障・事故が起こった場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

(4) 細部の作業要領については、甲と協議すること。

(各種機器の運転・操作)

17 乙は、各種機器の運転・操作について、甲との協議に基づき運転操作をするものとする。

(業務の報告)

18 乙は、業務委託について業務遂行の経過及びその内容を整理記録して、書面により甲に報告しなければならない。

- (1) 運転日誌
- (2) 各点検日誌
- (3) 事故報告書
- (4) その他甲の指示するもの

(業務の実施方法)

19 受託業務の遂行は、業務計画に基づき、次に示す方法により実施するものとする。

- (1) 機器の運転操作については、別途甲の示す運転操作方法に準拠して行うこと
- (2) 甲と乙は、原則として毎月1回、業務について協議を行うものとする。
- (3) 乙は、業務実施において、自己の瑕疵に起因するものについては一切の責任を負わなければならない。

(病院職員との引継ぎ)

20 施設の運転状況・連絡事項の引継ぎについては、次の時間で行う。なお、引継ぎ事項については、書面によって行い引継ぎの徹底を図る。

16:30～16:45 7:30～8:00

(費用負担区分)

21 受託業務の履行に必要な経費は、次に示す経費を除き委託料に含むものとする。

- (1) 電力料金・水道料金・原動機燃料費・薬品費(保健用を除く。)・修理用原材料費・業務日誌用紙に要する費用
- (2) 設備機器の応急修理に要する費用
- (3) 上記以外の甲が承認した場合の費用

(疑義事項)

22 乙は、委託業務の遂行において、この仕様書について疑義を生じた場合は、甲と協議するものとする。

(資料の持ち出し禁止)

23 乙は、委託業務の遂行に際して知り得た事項を他の者に漏らしてはならない。

24 提出書類

- (1) 業務点検表
- (2) 勤務編成表(毎月)

市民病院清掃業務委託仕様書

(目 的)

第1条 本業務は、長崎市立市民病院における院内の環境衛生を高めるため、清掃業務及び洗濯業務等を行うものである。本仕様書は、長崎市立市民病院における院内の清掃業務及び洗濯業務等を委託する業務の適正かつ円滑な運営を期することを目的として、それに必要な業務要領を定めたものである。以下この仕様書において、発注者（長崎市病院事業管理者）を甲とし、受託者を乙という。

(委託業者の履行義務)

第2条 委託業務の遂行にあたっては、乙は次のことに留意しなければならない。

- (1) 業務を円滑に遂行するとともに、院内の患者様等が十分満足できるように努めること。
- (2) 仕様書・契約書に基づき業務を完全に遂行すること。
- (3) 病院業務に支障をきたさないように注意し、努力すること。

(履行期間)

第3条 甲は、平成20年4月1日 ~ 平成23年2月28日まで
(長期継続契約による)

(履行場所)

第4条 甲は、長崎市新地町6番39号他に所在する長崎市立市民病院管理地の清掃業務等を、乙に委託するものとする。
(新館 12,858.08㎡ 南病棟 3,730.58㎡ 管理棟 2,255.81㎡の合計18,844.45㎡及び病院が指定する場所)

施設の概要		敷地面積
(1) 延床面積		5,499.02 m ²
区分	構造	延床面積
本館	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上7階	12,858.08 m ²
南病棟	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階	3,730.56 m ²
管理棟	鉄筋コンクリート造、地上4階	2,255.81 m ²
計		18,844.45 m ²

(2) 診療科目

内科、診療内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科
リウマチ科、小児科、外科、整形外科、呼吸器外科
小児外科、皮膚科、泌尿器科、肛門科、産婦人科、眼科
耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科

(3) 病床数

414床

(4) 病棟

病棟	病床数	備考
5階東	46	外科
5階西	49	外科6、泌尿器科30、皮膚科10、婦人科3
6階東	49	内科・循環器科
6階西	49	眼科20、耳鼻咽喉科20、整形外科4、リハビリテーション科4、診療内科・精神科1
7階東	49	内科・循環器科
7階西	46	内科・循環器科(うちCCU)
2階南	35	産婦人科
3階南	47	整形外科
4階南	38	小児科23、未熟児15
5階南	6	外来化学療法室
計	414	

(委託業務の内容)

第5条 委託業務の主な内容は、下記のとおりとするが汚れ具合に応じて随時行うこと。

(1) 日常業務〔全日〕

外来・病室・ナースステーション・医事 ・薬局・手術室・中材・検査・医局 ・給食・管理部・看護部・ボイラー室 ・霊安室・内視鏡室・人間ドック控室 ・MRI室・いこいの広場・休憩室 ・外来化学療法室	床の掃き拭き・除塵マットの掃除・手洗器 ・窓台・カウンター等の清掃 ・ゴミ(注射針等も含む)の搬出 ・ドアの清掃(外来等のみ) ・いこいの広場のイス、テーブル ・天井、壁、照明器具廻り
便所(防臭剤散布及び点検については 4回/日以上行うこと)	床の掃き拭き・衛生陶器洗浄・汚物 処理・ドア・壁の拭き掃除・衛生消耗品 の補充・ゴミの搬出・天井、壁、照明 器具廻り
浴室・洗面所	浴槽・タイルの洗浄・板張・土間の掃き 拭き・衛生陶器、鏡棚回りの清掃・ゴミ 処理・天井、壁、照明器具廻り
階段・廊下・ホール・エレベーター	床の掃き拭き・ダストモップ処理・ソフ ターの掃除・手摺り・公衆電話機・カウ ンター回りの拭き掃除・ゴミの処理・天井、 壁、照明器具廻り
玄関口	タイルの水洗い、拭き掃除・除塵マット の吸塵、拭き掃除・傘袋の補充・天井壁
外回り	溝の掃除・路上の掃き・雑草摘みの処理 強風等の悪天候時落ち葉及び落下物処理
洗濯	オムツ・ガーゼ・手拭き・手台カバー・ タオル・おしぼり等

注意事項

通路・玄関・薬局・医局・各病棟を重点的に清掃業務を行う。

(2) 週間業務

ドアの拭き掃除・病室の名札、額等の清掃・洗面所、便所、浴室の目皿、トラップ
(ストレーナ)の清掃・手術室の壁拭き・犬走りの拾い掃き

(3) 定期業務

室内の床タイル壁・ 天井	床面洗浄・ワックス塗布	手術部門 2回/年以上 病棟 1 " 看護師ロッカー室・休養室 2 " その他 1 "
廊下・階段・ E Vホールの床タイル 壁・天井	床面洗浄・ワックス塗布	1回/年以上
特殊長尺シート	床面機械洗浄	年3回/年以上 管理棟1階・南棟1・3階廊下
窓ガラス	洗剤拭き・空拭き	1回/年以上
ブラインド・網戸	拭き掃除又は洗浄	1回/年以上
腰壁	洗剤拭き	1回/月以上
空調口・換気扇・照明 器具廻り	拭き掃除又は洗剤洗浄	1回/年以上
ファンコイル	ファンコイル内の掃除機による清掃	1回/年以上
ドアの金属	洗剤拭き	1回/月以上
屋上・バルコニー・ ベランダ 本館2階屋上防水	溝・側溝口のゴミ、土砂の除去 清掃(除草含む)	2回/年 但し、梅雨時期は毎月 1回/年以上
便所	床タイル洗浄・衛生陶器研き・ 壁天井、ドア洗浄	汚れに応じ随時
カーテンレール	拭き掃除	1回/年以上
アコーディオンカーテン	拭き掃除	1回/年以上
カーテン	取外し及び取付け	1回/年以上

注意事項

南棟1Fリハビリ室のワックスかけは外来終了後直後の年末に行うこととする。

(委託業者の資格及び従業員の認定)

第6条 乙は、業務の内容が、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」・「医療法」・「厚生省令」等を適用した委託であるので、建築物環境衛生一般管理業又は建築物清掃業の登録業者であること。

また、乙は法令等で規定する「資格法」・「厚生省令」等を適用したを有する従業員並びに必要従業員を確保し従業員となるべき者の氏名・年令・資格・職務分 担当を記載した名簿を甲に提出する。

（従業員の認定及び取り消し）

第7条 承認を受けた従業員で、甲が業務の遂行又は管理上著しく不相当であると認めるときは前条の認定を取り消すものとする。この場合、乙は、新たに甲の承認を受けた代行者を速やかに補充しなければならない。

（総括責任者の選任）

第8条 乙は従業員のうちから総括責任者を選任し、契約締結の日から7日以内に、甲の承認を受けなければならない。

（総括責任者の職務）

第9条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 常に従業員の指導監督を適切に行うこと。
- (2) 従業員の研修を行い、環境衛生の向上に努めること。
- (3) 担当課長（代務者 施設係長）と連絡を密にし、意志の疎通を図るとともに、協議事項を的確に行うよう従業員を指導すること。
- (4) 契約書・仕様書・業務内容を十分に把握し、常に現場を巡視すること。
- (5) 日報の提出等総括的な業務を行うこと。
- (6) 緊急的な事態が発生した場合には、早急に処置を行うこと。

（法令の厳守）

第10条 乙は、受託業務の遂行にあたり関係法令等を厳守しなければならない。

（労務管理）

第11条 乙は、従業員の労務管理の一切の責任を負うものとする。本業務は、病院のイメージを左右するものであることを念頭におき、従業員の退職・欠勤等に対処できる体制を整えておくとともに労務管理を十分行わなければならない。（従業員の健康診断書の写しを提出すること。）

（従業員服装）

第12条 乙は、作業員は会社の統一した制服を着用し、名札（写真付）をつけ、清潔な服装に留意すること。

院内では感染症に感染す恐れがあるため、感染対策として、手袋、マスク等は着用するとともに手洗い・うがい等も励行すること。

また、冬季のインフルエンザ及びノロウイルス等流行期においても同様に注意すること。

（従業員の安全衛生教育）

第13条 乙は、従業員の安全衛生教育を確実にを行い、環境衛生美化意識を高め、事故発生の防止に努め、乙の瑕疵に起因する一切の責任を負わなければならない。なお、事故の原因について、疑義ある場合には、甲・乙で協議するものとする。

院内の清掃においては、毒物劇物等があるので細心の注意を行うこと。

また、院内では感染症に感染する恐れがあるため、病院での感染防止対策に努める安全衛生教育は必ず行うこと。

(施設等の使用)

第14条 乙は、甲の承認を得て受託業務遂行上必要な施設の無償供用を受けることができる。ただし、汚損及び破損した場合は、乙が弁償するものとする。乙は、故意又は過失により建物又は付属設備を破損し、若しくは滅失したときは、ただちに甲に報告するとともに、甲が指定する期日までに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(各場所の掃除仕様)

第15条 乙は、各場所の清掃について、次の要領で行うこと。

- (1) Pタイル・ロントイル・アスタイル・とぎ出し部分
(日常) 塵砂等を除き、水を切ったモップで汚れを拭き取り、空拭きで仕上げる。
(定期) 希薄した良質中性洗剤でポリッシャーにて洗浄した後、良質のノンスリップワックスを塗布し、乾燥して仕上げる。
- (2) タイル部分
(日常) 堅く絞ったモップで汚れや水分を拭き取り、必要に応じて空拭きする。
(定期) 希薄した良質洗剤を使用しポリッシャーにて洗浄した後、モップで拭き取る。
- (3) 板張り・マット敷き部分
(日常) 塵砂等を除き、水を切ったモップで拭きあげる
(定期) 希薄した良質洗剤で洗浄した後、モップで拭き取り、ポリッシャーをかけて空拭きする。
- (4) モルタル部分
(日常) 掃除機にて細かいゴミを取り除く。
(定期) 日常業務の作業後、ややかたく絞ったモップで拭きあげる。
- (5) タタミ部分
(日常) ほうきで掃き、週に1回は雑巾で拭く。
- (6) ドア・間仕切り・待合椅子・スリッパ・てすり部分
(日常) 希薄した良質洗剤を使用して水拭きして仕上げ、必要に応じて空拭きして仕上げる。
(定期) 希薄した良質洗剤を使用してブラッシング又はこすり洗い等方法で汚れを落とした後、水拭きして仕上げ必要に応じて空拭きして仕上げる。
- (7) 便所・浴室・洗面所
(日常) 便所については、便器等の汚れは弱酸性洗剤を使用し洗浄した後よく水洗洗浄の上雑巾で水分を拭き取る。又、浴室及び洗面所手洗い等は中性剤で洗浄し雑巾で水分を拭き取り仕上げる。床のタイル等は、弱アルカリ洗剤で汚れを拭き取る。鏡まわり、ドアの汚れは中性洗剤で拭き取り乾拭きして仕上げる。
(定期) 各タイル床は、ポリッシャーにて洗剤洗浄の上水洗洗浄しモップで水分をよく拭き取る。便所の目皿は、酸性洗剤で尿石を落とし充分水洗洗浄を行い各排水溝はゴミを除去し洗浄する。
- (8) 屋上・ひさし・ベランダ
(定期) 塵砂を除いた後、排水が流れる凹部分のゴミ等を雨樋に落とさぬように除くことなお、雨天時は留意しておくこと。

- (9) 窓ガラス・窓枠
 (定期) 希薄した良質中性洗剤で汚れを取り、乾拭きする。
- (10) ブラインド・網戸
 (定期) 掃除機でゴミを取り、希薄した良質中性洗剤で洗浄した後、乾拭きする。
- (11) エレベーター
 (定期) カゴ内の天井・ドア・三方枠及び外側ドアは、希薄した良質中性洗剤で軽く拭き取り、水分をよく拭き取った後、乾拭きする。なお、溝の清掃は毎日行うこと。
- (12) 霊安室・解剖室
 (随時) 使用後のローソク・線香の灰等を清掃し、祭壇・室内は常に清潔状態に保つこと
- (13) 浴室
 入浴日・入浴時間が定まっているものは、定期的にいつでも入浴できる状態にすること。また、入浴後には常に清潔に保つこと。

場所	曜日	箇所
本館病棟	毎日(日曜・祝日を除く)	4
5南	"	1
4南	"	1
3南	"	1
2南	"	1
5西	随時	1

- (14) 手術室
 (日常) 床は、塵等を除き水を切ったモップで汚れを拭き取り、必要に応じて空拭きする。
 (週間) 壁・天井及び照明器具廻りは、消毒剤を使用して水拭きして仕上げる。この場合、モップ等は固く絞らないこと。
- (15) 降雨・降雪時期
 特に玄関付近や外来・検査部門などの人の往来が多い区域は、床の汚れや水気をよく拭き取り、常に清潔状態を保つこと。また、降雪時は玄関前のモルタル部分で、外来者が滑らないよう除雪すること。降雨時は、傘袋を各玄関に準備すること。

(廃棄物の搬出)

第16条 各所からの廃棄物は、甲の指示による処理方法に従い敷地内の指定場所に搬出し管理を行うこと。また、各所の廃棄物入れ物は常に清潔に保つこと。院内のゴミ収集方法については、病院業務に支障をきたさない方法で行うこと。

(針刺し事故等に対する防護措置及び保険等への加入について)

針刺し事故には十分注意することとし、ごみ袋等を扱う際には厚手の手袋等を使用すること。

針刺し事故等に対する対人保険等には必ず加入すること。

(洗濯業務)

第17条 産婦人科・小児病棟で使用したオムツ等及び病棟で使用したタオル等をそれぞれ毎日2回(午前・午後)回収し、洗濯乾燥させた後毎日2回各部所へ搬送する。ただし、土曜日の午前中に、搬送・回収を1回行うこと。なお、小児病棟については、ケッテルと一緒に持って行くこと。

場 所	品 名	1日あたり数量
産婦人科・小児病棟	オムツ	約700枚
	ガーゼ	約60枚
	手拭き	約350枚
	バスタオル・オムツカバー・シーツ産衣	必要に応じて
病棟	タオル おしぼり その他	約460枚
カーテン	各科カーテン	年1回洗濯
中央材料室	シーツ(M角)	約220枚
手術室	3角巾 枕カバー 足台カバー 手台カバー その他	約250枚
放射線科	タオル	約20~30枚

(勤務体制)

第18条 委託施設における勤務体制は、次の配置を標準とする。

場所	階	曜日	人員	就労時間	備考
本館	5・6・7階	月~金曜日	正 3名 副 3名	7:30~16:30	外来便所を早朝に実施 午後に外来各室、ホ-ル、外回りを実施
		休院日	正 3名	7:30~16:30	ホ-ル、外来便所等を実施
南病棟	2・3・4階	月~金曜日	3名	7:30~16:30	午後に1名は給食室、地階 ^ホ イ-室、 霊安室、管理棟等を実施
		休院日	1名	7:30~16:30	ホ-ル、外来便所等を実施
本館	手術室	月~金曜日	1名	7:30~16:30	午後に階段室、外来各便所を実施
		土曜日	1名	7:30~16:30	同上
洗濯業務		月~土曜日	2名	7:30~16:30	

現場責任者は、17:00までの勤務とし、全日の緊急時に対応するため予備とする。

(所在確認等)

第19条 作業員の所在を明確にし、現場責任者においては、ドクターコールを所持すること。

(受水槽等清掃)

第20条 水道法第22条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条に基づき衛生保全のため清掃業務を行うことを目的とする。

(1)対象施設

1) 受水槽	活水通り側1階	F R P製	40 m ³
2) 高架水槽	本館屋上	ステンレス製	17.5 m ³
3) "	本館屋上	ステンレス製	12.5 m ³
4) "	南棟塔屋内	F R P製	4.5 m ³
5) "	南棟塔屋内	F R P製	3 m ³

(2)事前調査

- 1) 前回の報告書確認
- 2) 槽の状況調査・図面及び現場調査
- 3) 周囲の状況及び各計器類の点検

(3)計画

- 1) 実施日時の決定
- 2) 予備日の設定
- 3) ポンプ停止時間の徹底
- 4) 作業計画書の提出

(4)準備

- 1) 周辺の清掃及び点検
- 2) 使用機材等の消毒
- 3) 作業の安全と衛生面に十分に注意する。

(5)清掃

- 1) 貯水槽専用水中ポンプ等にて槽内の残り水を排除し、槽内(天井・配管等の亀裂)ボールタップ・フート弁・電極棒等を点検し洗浄を行う。
- 2) ひび割れ等の補修
- 3) 破損した部品の交換(フート弁は材料支給にて交換)
- 4) サクション管部のテーピング
- 5) 洗浄後、付着・沈殿物を除去し清水にて仕上げ洗浄
- 6) ウェスにて槽をきれいに拭きとる

(6)槽内消毒

- 1) 常に清潔な衣服を着用し、長靴等は消毒して作業に従事する
- 2) 次亜塩素酸ナトリウム液(50PPM ~ 100PPM)を用いて槽内の消毒を行う
- 3) 最初の消毒後30分以上放置する
- 4) 第2回目の消毒を行い30 ~ 60分間放置する
- 5) 消毒終了後、槽内に水張り開始
- 6) 周囲の消毒を行い高架槽へ移る
- 7) 高架水槽内の水を排水し、残り水を水中ポンプにて排水する。この際排水が屋上の排水口以外に流れ出ぬように注意する

- 8) 水槽内の壁等のケレン及び洗浄を行う（ケレンの際、削り落ちた鉄錆屑等が高架水槽の給水管に入らぬよう十分注意して行う）
- 9) 消毒については受水槽消毒と同じ方法にて行う

(7)点検

- 1) 貯水槽配水管及び弁類からの漏水点検
- 2) 貯水槽内外面の被覆塗装の点検
- 3) 計器類各種警報装置及び電気部品の機能点検
- 4) オーバーフロー管の防虫網点検
- 5) ポンプ機器作動状況の点検
- 6) 壁面の漏水点検
- 7) 構造上の点検

(8)工程について

- 1) 使用水量が少ない土曜日又は日曜日とする。
- 2) 受水槽清掃についてはAM 6 : 30より排水及びポンプアップを行いAM 8 : 30には消毒を完了すること。
AM 9 : 00頃には受水槽は満水となるようにし、断水はしないものとする。
- 3) 旧館及び本館屋上の高架水槽清掃について受水槽清掃後異常がないことを確認後に行うこと。
また、高架水槽については2槽に分かれているため、切り換えて清掃を行うこととし、断水はしないものとする。
- 4) 水槽清掃後空気抜き（オーバーフロー）管端部の防虫金網の取付確認を行い、必要に応じ網の取替を行うこと。

(9)参考（使用機材一覧表）

水中ポンプ
換気ファン
噴霧機
残留塩素測定器
色度・濁度計
防水防爆型照明器具
電工ドラム
その他 清掃用具1式

（帳簿及び備品等の整備）

第21条 乙は、委託施設詰所内に、次に示す帳簿を常時閲覧できる状態に整備しておかなければならない。

- (1)契約書及び仕様書
- (2)従業員名簿及び出勤簿
- (3)免許・登録等の写し
- (4)業務計画表

(業務計画)

第22条 乙は、毎月の業務別人員配置及び業務内容等を記載した計画書を前月末までに甲に提出して承認を得なければならない。

(業務の報告等)

第23条 乙は、委託業務について業務遂行の経過及びその内容を記録整理して、文書により甲に報告しなければならない。なお、提出書類は次のとおりとする。

- (1) 従業員出勤状況
- (2) 清掃日報
- (3) 院内針床拾得数(年報(月1回報告))
- (4) 受水槽等清掃業務終了後、乙は甲に業務報告書を提出し確認を受けること。
 - 1) 槽内状況及び清掃・点検状況を写真にて記録
 - 2) 登録書・工程書・健康診断書・水質検査・図面・写真等を添付
- (5) その他甲の指示するもの

(業務の実施方法)

第24条 業務は、業務計画に基づいて実施するものとする。また、1ヶ月に1回程度は、甲と乙とで業務について協議を行うものとする。

乙は、手術室、NICU等の清潔区域の清掃を行う場合には、当該施設を病原菌等で汚染しないよう、入室時の手洗いやガウンテクニックを適切に行うほか、HEPAフィルター付掃除機を使用するなど所要の措置を講じるものとする。

(費用負担区分)

第25条 委託業務の遂行に必要な経費は、乙の負担とする。ただし、次の経費は除くものとする。

電気料金・水道料金・ガス料金・トイレトーパー・水石鹸・傘袋・ビニール袋
上記以外の物品(業務に必要な器具・薬品・洗剤等をすべて負担するものとする。
(洗濯業務は除く))については、業者負担とする。また、本院に常備する機械器具については、一覧表を提出すること。

(守秘義務)

第26条 乙は、本契約に基づいて知り得た甲の機密を他に開示又は漏洩してはならない。

(業務の代行)

第27条 乙が業務を履行できなくなった場合の保証のため、あらかじめ代行者丙を定める。

第28条 乙の申出に伴い甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙が代行して業務を履行する。

その場合も、丙は乙に代わって各契約事項を遵守するとともに乙の義務も免責されるものではない。

(疑義事項)

第29条 乙は、委託業務の遂行において、この仕様書について疑義を生じた場合は、甲と協議するものとする。

市民病院電話交換業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、長崎市立市民病院（以下「本院」という。）の電話交換業務委託に関して定めるもので、関係法令及び本院の諸規則を遵守し、規則ある通信を実施するために信義誠実をもって業務を遂行することを目的とする。

2 履行期間

平成20年4月1日 ~ 平成23年2月28日まで
(長期継続契約による)

3 履行場所

長崎市立市民病院 長崎市新地町6番39号 本館4F電話交換室
局線中継台 2台(2席)

4 基本方針

- (1) 時間別の通話量に応じて定める電話交換席数を確保するのに必要な人員を配置すること。
- (2) 器具の取扱い方法、交換技能、対応技術、言葉使い等において、常にその向上に努めること。
- (3) 業務上知り得た機密及び個人情報等は厳守するとともに外部に漏らさないこと。

5 業務内容

- (1) 交換業務前に機器の点検、試験を行うこと。
- (2) 交換機による外線の着発信及び内線の着発信業務を行うこと。
- (3) 必要に応じて院内放送を行うこと。
- (4) 市外通話の受付・発信の交換作業及び通話票の整理を行うこと。
- (5) 電報の受付・発信を行い、発信票の整理を行うこと。
- (6) 伝言の受付及び伝達を行うこと。
- (7) 電話番号表の整備、通話票の整理を行う等交換作業が円滑に行われるための附帯業務を行うこと。
- (8) ドクターコールの操作を行うこと。
- (9) 病院という特殊性のある電話交換業務であることを認識し、業務を遂行すること。
- (10) その他業務に必要と認められた業務についても実施するものとする。

6 業務時間及び執務服について

- (1) 平日の電話交換席については、8時30分から9時までは1席、9時から18時までは2席、18時から20時までは1席をそれぞれ確保すること。
- (2) 休院日(土・日曜日、祝祭日、年末年始休暇)の電話交換席については、8時30分から17時まで1席を確保すること
- (3) 以上のとおり、平日の交換業務時間は8時30分から20時まで、休院日の交換業務時間は8時30分から17時までとする。ただし、災害等により病院長の要請があったときは、上記業務時間以外であっても、交換業務を行うものとする

標準電話交換席体制

	8:30	9:00	12:00	17:00	18:00	20:0
平日	1席	2席			1席	
休院日	1席					

(4) 業務時間内には会社の統一した、制服を着用し、名札（写真付）をつけること

7 提出書類

- (1) 業務日誌（電話交換取扱日誌）
- (2) 公用電話使用簿
- (3) 勤務編成表（毎月）
- (4) その他必要な書類

市民病院構内交換電話保守点検業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、長崎市立市民病院の構内交換電話保守業務委託に関して定めたもので、構内交換電話設備の機能を円滑に作動させるための保守業務を行うことを目的とする。

2 履行期間

平成21年4月1日 ~ 平成22年3月31日まで

3 履行場所

長崎市立市民病院
長崎市新地町6番39号

4 概要

(1) 電話交換機	I P Pathfinder Center Server40	1式
(2) 局線中継台		2台
(3) 課金装置		1式
(4) 内線電話機		215台
(5) P H S		150台
(6) P H S アンテナ		57台
(7) 電源装置		1式
(8) 配線等(端子盤含む)		1式

5 実施方法

業務内容は次のとおりとする。

- (1) 交換機の機能点検
- (2) 中継台の機能点検
- (3) 内線電話機の故障時等点検
- (4) P H S 電話機及びP H S アンテナ(機能点検含む)の故障時等点検
- (5) 電源装置の機能点検
- (6) 配線等の点検

6 上記点検を毎月1回行い、点検報告書を提出し確認を受けること。

7 その他、疑義がある場合は、係員と協議のうえその指示に従うこと。

8 提出書類

点検報告書	1部
完了通知書(毎月)	1部

市民病院外来駐車場整理業務委託仕様書

- 1 本仕様書は、長崎市立市民病院の外来駐車場整理業務委託に関して定めたもので、駐車場の車の警備及び交通整理を行うことを目的とする。
- 2 履行期間
平成21年4月1日 ~ 平成22年3月31日まで
- 3 履行場所
長崎市立市民病院
長崎市新地町6番39号
- 4 駐車台数

軽・普通車	81台	
身障車用	3台	
タクシー用	1台	
計		平成21年4月現在
- 5 院内駐車場において、病院に用務のため駐車する車の警備及び交通整理を行う。
- 6 勤務時間並びに人員は、下記の体制を標準とする。

	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00
月曜日から金曜日	2名	2名	4名		3名		2名		1名					
土・日曜・祝祭日			1名											

12月29日(火)～1月1日(金)は、9:00から17:00の1名勤務とする。

- 7 警備員は、業務に適した服装をし、見苦しくないようにすること。
- 8 警備員であることが識別できるように腕章、名札(写真入り)、帽子を着用すること。
- 9 駐車する車には駐車票を発行し、必要事項を記入後、運転手に直接渡すこと。
- 10 駐車後の誘導等に支障を生じた場合は、駐車票を確認後、車の所有者に電話等で連絡すること。
- 11 勤務中は、言語・動作等に十分注意し、外来者との間でトラブル等が生じることのないよう留意すること。
- 12 駐車場内及び進入、進出口近辺の整理、整頓に留意し、清掃、片付け等をおこなうこと。
- 13 駐車場が満車時には、駐車待ちの車が路上出入口付近に渋滞しないよう注意を払うこと。

- 14 駐車場内での接触事故等は、車の所有者相互の協議によって解決されるべきものであるが、警備員が誘導又は移動のために運転し、その結果接触事故等が発生した場合等で、その原因が警備員の過失による場合は、すべて受託者がその責任を負うものとする。また、警備員の勤務中の負傷についても同様とする。
- 15 駐車場内に駐車する車には、盗難及び事故防止のためドアに施錠をさせ、車の所有者に保管させること。
- 16 警備員は、原則として駐車場内で車の移動のための運転はしないように心がけること。ただし、やむを得ず車の移動のために運転をするときは事故を起こさぬよう十分注意し、万一、警備員の過失による事故が発生した場合は、受託者がその責任を負うものとする。
- 17 警備員が欠勤する場合は、遅滞なく補充要員を手配し、業務に支障がないようにすること。
- 18 提出書類は次のとおりとする。
 - (1) 駐車場業務日誌（駐車票整理も含む）
 - (2) 完了通知書

各請求時に1部

市民病院鼠及び害虫駆除業務委託仕様書

1 業務名 市民病院鼠及び害虫駆除業務委託

2 目的

この仕様書は、長崎市立市民病院の鼠及び害虫駆除業務委託に関する業務内容について定めたもので、その内容は次のとおりである。

3 履行期間 平成21年4月1日 ~ 平成22年3月31日

4 履行場所 長崎市新地町6番39号

名称 長崎市立市民病院

用途 病院

区分	構造	敷地面積	延床面積
本館	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上7階	5,499.02 m ²	12,858.08 m ²
南病棟	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階		3,730.56 m ²
管理棟	鉄筋コンクリート造、地上4階		2,255.81 m ²
計			18,844.45 m ²

5 年間作業計画

駆除対象鼠及び害虫

鼠・ゴキブリ及び諸害虫

施工場所

長崎市立市民病院の全域及び指示した場所

建物及びその周辺

	院内全域殺虫作業回数		給食室及び関連施設殺虫作業回数	
	給食室以外	給食室殺虫作業回数	給食室殺虫作業回数	建屋以外グリストラップ及びマンホール消毒回数
4月		1		1
5月		2		1
6月		2		1
7月	1	2		1
8月		2		1
9月		2		1
10月		2		1
11月		1		1
12月		1		1
1月	1	1		1
2月		1		1
3月		1		1
計	2	18		12

注意事項 1) 全域殺虫作業において平日営業時間内に施工できない箇所は営業日以外の土曜、日曜及び祭日に実施すること。

土・日・祭日施工箇所： 本館地下・1～4階 管理棟1～3階
南棟5階

2) 全域殺虫作業

本館地下及び1階の放射線科においては、管理区域等の入室制限区域があるので検査技師等と守衛（又は職員）立会いのもと入室すること。入室する際、汚染検査室等の入室記録帳に時間、人数、目的等を記入すること。

消毒対象外室	本館地下	廃棄物倉庫 調剤室
放射線技師等立会必要室	本館地下	リニアック室 CT室 ラルストロン室
	本館1階	MRI室 特殊撮影室 使用中撮影室

本館3階検査部の検査に影響を与えるため生化学室及び輸血管理室の消毒は行わないものとする。

南病棟4階NICU室は面会時間を確認するとともに薬剤噴霧は少量又は希釈するものとする。

時間は午前11:00～11:40分を基準とする。

管理棟4階は看護部の立会いが必要なため出来る限り平日に消毒を行うこと。

- 3) 給食室殺虫作業は18:30～19:30以降の給食業務終了時間以降に行うこと。
- 4) 給食室殺虫作業は5の倍数（納豆の日）の日の前日に行うこと。
- 5) グリストラップの消毒箇所は駐輪場及び守衛室裏の2ヶ所とする。
- 6) 駐輪場マンホール（2ヶ所：毎月）及び駐車場マンホール1箇所以上の消毒を行うこと。

本館4階手術室及び中央材料室

	昆虫調査回数	殺虫回数
4月	1	1
5月	1	1
6月	1	1
7月	1	
8月	1	1
9月	1	1
10月	1	1
11月	1	1
12月	1	1
1月	1	
2月	1	1
3月	1	1
計	12	10

7月、1月については、全域殺虫作業に含むものとする。

6 鼠防除作業について

(1) 使用薬剤

下記薬剤と同等品を使用

MR920 レッドリン (クマリン系殺鼠剤)

MR930 レッドリン (クマリン系殺鼠剤)

ラットボードA (粘着トラップ)

ラムタリン乳剤 (忌避剤)

その他 (人や環境への影響がない薬剤等)

上記薬剤より施工箇所に適した薬剤を選択すること。

(2) 実施日時

病院が指定した日時

7 ゴキブリ防除について

(1) 使用薬剤

下記薬剤と同等品を使用

1) スミチオン乳剤 10%乳剤

2) フライノック乳剤 10%乳剤

3) ダイアジノンカプセル 40%乳剤

4) ピレスロイド系乳剤 10%乳剤

5) その他 (人や環境への影響がない薬剤等)

上記薬剤は低臭性のものを使用し、施工箇所に適した薬剤を選択すること。

(2) 実施日時

病院が指定した日時

8 手術室及び中央材料室昆虫調査及び殺虫業務

昆虫調査

調査用トラップ大50個を用いて、全体の昆虫汚染の調査を行う。

調査トラップは昆虫が捕捉されたものを含み月毎に全数の1/3以上回収するものとする。

報告書の作成は、調査トラップ回収後に、番号別に捕獲昆虫の同定を行う。

殺虫

残留噴霧 手術室全域に残留噴霧を施工する。
昆虫調査の結果から問題のある室には床面全域に薬品噴霧を行うこと。

フラッシング 生息が確認された場合エアゾールによる生息確認を行う。

ベイト工法 休憩室を中心に手洗場等の水周りや調査トラップを参考に全体的に行う。

空間噴霧 発生が確認された場合、人や環境への影響がない方法あるいは配慮した方法にて防除を行う。

施工日

手術室及び中央材料室昆虫調査及び殺虫業務は輪番日 (救急当番日) 以外の土曜日に行う。

ただし、輪番日 (救急当番日) 以外の日でも緊急手術が行われる場合、ただちに施工を中止し退出し、後日未施工部分を行うこととする。

その他注意事項

手術室は清潔区域のため、当該施設を病原菌等で汚染しないよう、入室時の手洗いやマスク、ガウンテクニックを適切に行うこと。

9 その他

- (1) 薬剤の配置、薬剤の散布については、走行箇所・生息箇所・将来発生しそうな箇所を調査して行うこと。
- (2) 作業に関しては患者等に迷惑がかからないように細心の注意を払い安全に実施すること。
- (3) 作業に際しての作業工程表を作成し承認を受けること。
- (4) 手術室、NICU等の清潔区域では入室時の手洗やガウンテクニックを適切に行うこと。また、給食室においても同様に手洗い、マスク、ヘアキャップ、スリッパ等を着用すること。

10 提出書類

作業実施報告書	1部
年間作業日程表	1部
完了通知書（月毎）	1部

市民病院医療ガス設備保守点検業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、長崎市立市民病院の医療ガス設備保守点検業務委託に関して定めたもので、設備の機能を円滑に作動させるために点検業務を年2回（7月・1月）実施するものである。

2 履行期間

平成21年4月1日 ~ 平成22年3月31日まで

3 履行場所

長崎市立市民病院
長崎市新地町6番39号

4 点検機器

(1) 予備用酸素マニホールド（自動切替え）	1 台
設置場所	本館地下マニホールド室
型式	MT - 57 - 15 2列20本立て（左側10本のみ接続） No.000256
1) 酸素高圧バルブ	2 個
2) 酸素逆止弁	20 個
3) 酸素連結管	20 個
4) 電源盤	1 面
5) 警報盤	2 面
(2) 笑気マニホールド（自動切替え）	1 台
設置場所	本館地下マニホールド室
型式	MT - 57 - 15 2列4本 No.960071
1) 笑気高圧バルブ	2 個
2) 笑気逆止弁	8 個
3) 笑気連結管	8 個
(3) 窒素マニホールド（自動切替え）	1 台
設置場所	本館地下マニホールド室
型式	MTN - 57 2列4本 No.70481
1) 窒素連結管（逆止弁付）	4 個

(4) 吸引ポンプ (横型水封式 WATER RING PUMP)		2 台
設置場所	本館地下マニホールド室	
型式	TYPE SRM0508	
	CAP 1.7m ³ /mn	
	SPEED 1750rpm	
	SUC.PRESS -500mmHg	
	DIS.PRESS ATM	
	Motor 5.5kW	
	No.1製造番号 940211 1/2	
	No.2製造番号 940211 2/2	
	MFG FEB 1994	
1) No. 1 レシーバータンク	容量 500L	1 基
	製造年月 1994.2	
	製造番号 S3389	
	製造者 セントラルエ	
	耐圧 2Kg/cm ²	
2) No. 2 レシーバータンク	容量 500L	1 基
	製造年月 S49. 8	
	製造番号	
	製造者 田中機器販売(株)	
	耐圧 2Kg/cm ²	
3) 吸引ポンプ制御盤 (自動交互追従型)		1 面
(4) 予備用吸引ポンプ (立型水封式 WATER RING PUMP)		2 台
設置場所	本館地下マニホールド室	
	TYPE SRU3261	
	CAP. 0.16m ³ /mn	
	SPEED 3600rpm	
	VACCUM 500mmHg	
	Motor 1.5kW	
	No.1製造番号 95853 2/5	
	No.2製造番号 95853 3/5	
	MFG JUL 1981	
1) No. 3 レシーバータンク	容量 500L	1 基
	製造年月 1981. 8	
	製造番号 1662	
	製造者 セントラルエ	
	耐圧 2Kg/cm ²	
2) 予備用吸引ポンプ制御盤 (自動交互追従型)		1 面

(6)圧縮空気(コンプレッサー)		2 台
設置場所	南棟塔屋圧縮空気機械室	
型式	H6.123.7OP-8.5T	
	オイルフリーコンプレッサ	
	Motor 3.7kW	
	製造年月 H6.12	
	No.1製造番号 ML040533	
	No.1製造番号 ML040532	
1) 空冷アフタークーラー	TYPE HAA7-X56	2 台
	MAX PRESS. 1.0Mpa	
2) レシーバタンク	容量 300L	1 基
3) 制御盤(自動交互追従型)		1 面
4) メディカルピアパック		1 台
型式	PURE400	
(7)メインシャットオフバルブ	酸素(マニホールド室)	4 個
"	笑気(マニホールド室)	1 個
"	圧縮空気(南棟塔屋)	1 個
"	窒素(マニホールド室)	1 個
(8)シャットオフバルブ	酸素	21 個
"	笑気	8 個
"	圧縮空気	6 個
(9)窒素減圧装置	窒素	### 台
(10)壁付型アウトレット	酸素	### 個
"	酸素・吸引	### 個
"	酸素・笑気・吸引	### 個
"	窒素	### 個
"	酸素・圧縮空気・吸引	### 個
"	吸引	### 個
"	圧縮空気	### 個
(11)横型ウォール(UMR)	酸素・圧縮空気・吸引	### 個
	酸素	### 個
(12)天井吊型アウトレット	酸素・吸引	### 個
	酸素	### 個

5 酸素及び吸引アウトレットボックス清掃点検内容

- (1) 手術室、各病棟及び外来等のアウトレットボックスを点検し、吸引が悪いところはバルブコックをはずし、コックに詰まっている異物を除去し、400mmHgの吸引を維持すること。
- (2) 酸素部分は、酸素漏れ各部のネジ部分の点検を行うこと
- (3) マニホールド室の酸素・笑気・窒素の警報装置の点検を行うこと。
- (4) マニホールドのポンベ接続部分のパッキン及びフィルタを1回/年取替えを行うこと。
- (5) 南棟地下ボイラー室及び本館4階手術室ナースステーション警報盤の発報を確認すること。

- (6) 吸引タンクゲージ圧力計の調整を行うこと。
- (7) 検査及び測定
 - 1) 供給装置機能検査
 - 2) 酸素濃度測定
 - 3) アウトレットからの流量測定
規定流量（労働厚生省の規定）
 - 酸素 60 Nl/min
 - 笑気 40 Nl/min
 - 空気 60 Nl/min
 - 吸引 40 Nl/min以上
 - 窒素 300 Nl/min
 - 4) 電気系統検査
 - 5) その他の圧力検査
- (8) 保守点検の結果、分解・整備・取替えを要する装置・機器類については、事前に協議し検討後処置すること。
- (9) ただし、休止中のアウトレットは点検対象外とする。
- 6 空気圧縮機について
 - (1) 空気圧縮機についてはメーカー規定の昇圧（0 MP a ~ 0.93 MP a）時間 2分15秒以内を確認すること。
 - (2) 吸込フィルタは消耗品として取り替えること。
- 7 吸引ポンプについて
検水窓、補給水槽内の清掃を行うこと。
逆止弁の動作を確認すること。
- 8 上記保守点検業務終了後、乙は甲に下記書類を提出し確認を受けること。

点検報告書	2部
完了通知書	各請求時に1部

市民病院自動扉開閉装置保守点検業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、長崎市立市民病院の自動扉保守業務委託に関して定めたもので、設備の機能を円滑に作動させるための保守点検業務を行うことを目的とする。

2 履行期間

平成21年4月1日 ~ 平成22年3月31日まで

3 履行場所

長崎市立市民病院
長崎市新地町6番39号

4 設備概要

自動扉開閉装置 18台

内訳明細

(1) 株ナブコ製造 14台

No	設置場所	形式	型式
1	本館地下1階調剤室	片引型自動扉開閉装置	DS-75(S)
2	本館4階No.1手術室	片引型自動扉開閉装置	SF-S
3	本館4階No.2手術室	片引型自動扉開閉装置	DS-75(S)
4	本館4階No.3手術室	片引型自動扉開閉装置	DS-21(S)
5	本館4階手術室中材側出入口(外)	片引型自動扉開閉装置	DS-75(S)
6	本館4階手術室中材側出入口(内)	片引型自動扉開閉装置	DS-75(S)
7	南棟4階新生児室(外)	片引型自動扉開閉装置	DS-60(S)
8	南棟4階新生児室控室	片引型自動扉開閉装置	DS-75(S)
計		8台	
1	本館1階玄関(外)	両引型自動扉開閉装置	DS-75(D)
2	本館1階玄関(内)	両引型自動扉開閉装置	DS-75(D)
3	本館1階時間外出入口	片引型自動扉開閉装置	DS-60(S)
4	本館4階手術室出入口(外)	両引型自動扉開閉装置	DS-21(D)
5	本館4階手術室入口(中)	両引型自動扉開閉装置	DS-60(D)
6	本館4階手術室入口(内)	両引型自動扉開閉装置	DS-75(D)
計		6台	

(2) 寺岡(株)製造 4台

No	設置場所	形式	型式
1	管理棟1階栄養室	片引型自動扉開閉装置	S150DC2(S)
2	南棟4階新生児室(内)	片引型自動扉開閉装置	LTM(S)
計		2台	
1	本館7階観察室(外)	両引型自動扉開閉装置	15M-E(D)
2	本館7階観察室(内)	両引型自動扉開閉装置	15M-E(D)
計		2台	

5 実施方法

(1) 保守点検業務は、年4回(4月・7月・10月・1月)行うものとする。

(2) 点検日時

各自動ドアの点検日程及び時間については職員と協議を行うこと。

下記の自動ドアについては外来診療がない土曜日曜祭日に行うこと。

また、本館4階手術室内自動ドアに関しては救急担当日(輪番日)以外の土日祭日に行うこと。

ただし、緊急手術が行われ支障がある場合はすみやかに作業を終了し、手術後又は他の日に点検を行うこと。

- 1) 本館1階玄関(外)
- 2) 本館1階玄関(内)
- 3) 本館4階手術室

(3) 作業内容は次のとおりとする。

	点検箇所	点検内容	
駆動部	ドアエンジンモーター	異音の有無の確認	
	ドライブプーリー	異常摩耗等の確認	
	ユニットプーリー	異常摩耗等の確認	
	ベルト・チェンワイヤー	連結・張り・摩耗の確認調整	
	連結金具	連結の確認	
制御装置	コントローラ	動作確認	
	内外部センサー(補助センサー含む)	センサーの動作(検出範囲等)の確認	
	ガイドレール	変形及び摩耗確認	
	ガイドローラー	変形及び摩耗確認	
状況調査	扉作動	開閉動作等の確認	
	開閉スピード	開閉動作等の確認	
	オープンタイマー	開き保持時間の確認	
	ハンガーレール・ローラ清掃	清掃点検	
	配線・結線	電源・接続等の点検	
	その他		装置の異常の有無点検
			扉の開閉速度及びクッションの調整
		各部のビス・ボルトナット等の締め直し	
取替部品	次の部分品の取替えを行う場合、無償サービス品とする。		
	ヒューズ		
	ターミナルビス		
	潤滑油		
	各種ビス		
	速度調整弁用Oリング		
	クッション弁用Oリング		
	逆止弁Oリング		

6 上記保守点検業務終了後、受託業者は職員に下記書類を提出し確認を受けること。

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 点検報告書 | 1部 |
| (2) 完了通知書 | 各請求時に1部 |

市民病院消防用設備等保守点検業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、消防用設備等保守点検業務委託に関して定めるもので、設備の機能を円滑に作動させるための保守点検業務を行うことを目的とする。

2 履行期間

平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日

3 履行場所

長崎市新地町 6 番 39 号
長崎市立市民病院

区分	構造
本館	鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 7 階
南病棟	鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 5 階
管理棟	鉄筋コンクリート造、地上 4 階

4 点検機器

- | | | | |
|-------------------|----------|---------|-------|
| (1) 消火器点検 | | 92 個 | |
| (2) 屋内消火栓設備の点検 | | 34 台 | |
| (3) スプリンクラー設備の点検 | | | |
| 1) ヘッド | | 2,039 個 | |
| 2) アラーム弁 | | 15 個 | |
| 3) サイレン | | 15 個 | |
| 4) テスト弁 | | 15 個 | |
| (4) 消防用ポンプ設備の点検 | | | |
| 1) スプリンクラーポンプ | 2.2 KW | 1 台 | |
| 2) 同上ブースターポンプ | 2.2 KW | 1 台 | |
| 3) 屋内消火栓ポンプ | 1.8.5 KW | 1 台 | |
| (5) 自動火災報知設備の点検 | | | |
| 1) 受信機 | P 型 1 級 | 100 回線 | 1 面 |
| 2) 総合盤 | | | 32 面 |
| 3) 差動式スポット型 | | | 392 個 |
| 4) 定温式スポット型 | | | 98 個 |
| 5) 煙感知器 | | | 170 個 |
| (6) 非常警報器具及び設備の点検 | | | |
| 非常放送設備を含む | | | |
| (7) 避難器具の点検 | | | |
| 避難梯子 | | | 2 台 |
| 緩降機 | | | 1 台 |
| 救助袋 | | | 12 台 |
| (8) 誘導灯及び誘導標識の点検 | | | |
| (9) 排煙設備の点検 | | | |

1)	排煙ファン	2 . 2 k W	2 台
2)	"	5 . 5 k W	2 台
3)	"	1 1 k W	1 台
4)	"	1 5 k W	1 台

(10) 連結送水管の点検 (連結送水管耐圧性能試験 (1 回 / 3 年 次回 2 2 年度) を含む)

(11) 非常コンセント設備の点検

(12) 非常電源 (自家発電設備) の点検

(13) 非常電源 (蓄電池設備) の点検

(14) 配線の点検

5 防火対象物定期点検 (消防法施工規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項) を年一回行う

6 上記保守点検業務終了後、乙は甲に下記書類を提出し確認を受けること。

点検報告書	正・副各々1部
完了通知書	請求時に1部

市民病院厨房用グリストラップ汚泥収集運搬及び処分業務委託仕様書

1 業務名 市民病院厨房用グリストラップ汚泥収集運搬及び処分業務委託

2 履行期間 平成21年4月 1日 ~ 平成22年 3月31日

3 履行場所 長崎市新地町6番39号
長崎市立市民病院

4 清掃対象グリストラップ

(1)管理棟国道側(駐輪場内)グリストラップ	1箇所
(2)管理棟駐車場側(守衛室側)グリストラップ	1箇所
計	2箇所

5 業務内容

- (1) グリストラップ内の汚水及び汚泥を引き抜き、洗浄水で清掃を行うこと。
引き抜かれた汚水及び汚泥は処分を行うこと。

月	回数	管理棟1F国道側グリストラップ	管理棟1F守衛室裏側グリストラップ
4月～3月	12		
グリストラップ流入有時間		6:00～7:00	8:00～9:30
		12:00～13:00	12:30～15:15
		18:15～19:30	17:00～20:30
グリストラップ汚泥引き抜き日時		土曜日又は日曜日のAM7:30～9:00頃	

汚泥引き抜き
グリストラップ寸法 W700mm×L1500mm×T550mm(標準水位)

汚泥全体引き抜き量 0.58 m³ × 2箇所 + 洗浄水
(汚泥引抜1回1箇所当たり引き抜き量) 0.58 m³

- (2) 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、排水に関する設備及び周辺の清潔を保持すること。
- (3) 油脂分、汚泥等を除去するとともに、掃除後は内部の仕切板等を正しく装着し、機能の維持を図ること。
- (4) 作業中は、来院者に迷惑のかかることがないように、十分に注意すること。
- (5) 除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止等に配慮するものとし、作業中の事故防止に留意すること。

(6) マニフェスト票の費用は委託費に含むものとします。

5 提出書類は以下のとおりといたします。

1) 作業報告(マニフェスト票)

2) 業務写真(引き抜き前・引き抜き中・引き抜き後)の状態を撮影したもの)

長崎市病院局一般廃棄物収集運搬業務委託（市民病院）仕様書

- 1 委託業務名 長崎市病院局一般廃棄物収集運搬業務委託（市民病院）
 2 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
 3 委託対象事業場 長崎市立市民病院
 所在地 長崎市新地町6番39号

4 委託業務内容

(1) 長崎市立市民病院から排出される一般廃棄物を収集運搬し、長崎市の処分場へ搬入する。

(2) 一般廃棄物の種類及び予定数量については次のとおりとする

種類	単位	予定数量(4~5月)	予定数量(6~3月)	予定数量
燃やせるごみ	袋(70ℓ)	2,600袋	14,400袋	17,000袋
残飯ごみ	kg	6000kg	31,000kg	31,000kg
燃やせないごみ	袋(70ℓ)	550袋	2,750袋	3,300袋
資源ごみ	袋(70ℓ)	350袋	1,650袋	2,000袋

その他のごみについて袋容量の変更があった場合は、容量換算を行う。

(3) 長崎市の処分場で支払う一般廃棄物処理手数料については、単価に含まれるものとする。

(4) 廃棄物用のビニール袋に係る費用は、乙が負担するものとする。

袋(70ℓ)	約 1000×800 程度	破れにくい材質、 厚みとする。
袋(45ℓ)	約 635×800 程度	

(5) 厨房にて発生する一般廃棄物(残飯ごみ)の収集運搬作業要領は次のとおりとする。

(イ) 厨房より発生する一般廃棄物(残飯ごみ)は、ビニール袋入り残飯と容器入り残飯の2種類があります。

(ロ) ビニール袋入り残飯はそのまま収集運搬を行うこと。

廃棄物置き場の容器入り残飯は、乙の用意する容器に積み替えものとし作業終了後は、本院の容器を水洗いし廃棄物置き場へ戻すこと。

搬出は毎日1回、午前中に行うこと。

(6) 一般廃棄物収集後、廃棄物置場及び周辺は、箒等又は水道水等により清掃を行うこと。

(7) 一般廃棄物収集後、取出し口のドア等は必ず閉めること。

(8) 1ヶ月毎の業務終了後、業務実績報告書を提出すること。

(9) 委託された一般廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき適正に処理すること。

(10) 残飯ごみの一般廃棄物の収集は、毎日とする。

(11) 残飯以外の委託された一般廃棄物について平日(祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日をいう)は毎日収集、祝日・年末年始については月曜日、金曜日は収集すること。なお、連続休止は2日間までとする。

長崎市病院局一般廃棄物収集運搬業務委託（成人病センター）仕様書

- 1 委託業務名 長崎市病院局一般廃棄物収集運搬業務委託（成人病センター）
- 2 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 委託対象事業場 長崎市立病院成人病センター
所在地 長崎市湍町20番5号

4 委託業務内容

(1) 長崎市立病院成人病センターから排出される一般廃棄物を収集運搬し、長崎市の処分場へ搬入する。

(2) 一般廃棄物の種類及び予定数量については次のとおりとする

種類	単位	予定数量(4～5月)	予定数量(6～3月)	予定数量
燃やせるごみ	袋(45リットル)	1,300袋	6,600袋	7,900袋
燃やせないごみ	袋(45リットル)	310袋	1,420袋	1,730袋
資源ごみ	袋(45リットル)	150袋	500袋	650袋

(4) 長崎市の処分場で支払う一般廃棄物処理手数料については、単価に含まれるものとする。

(5) 廃棄物用のビニール袋に係る費用は、乙が負担するものとする。

袋(45リットル)	約 635×800	破れにくい材質、厚みとする。
-----------	-----------	----------------

(6) 一般廃棄物収集後廃棄物置場及び周辺は、箒等又は水道水等により清掃を行うこと。

(7) 一般廃棄物収集後は、取出し口のドア等を必ず閉めること。

(8) 1ヶ月毎の業務終了後、業務実績報告書を提出すること。

(9) 委託された一般廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき適正に処理すること。

(10) 委託された一般廃棄物について平日（祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日を含む）は毎日収集、祝日・年末年始については月曜日、金曜日は収集すること。なお、連続休止は2日間までとする。

長崎市病院局一般廃棄物収集運搬業務委託（野母崎病院）仕様書

- 1 委託業務名 長崎市病院局一般廃棄物収集運搬業務委託（野母崎病院）
- 2 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 委託対象事業場 長崎市立野母崎病院
所在地 長崎市野母崎町2283番地7

4 委託業務内容

(1) 長崎市立野母崎病院から排出される一般廃棄物を収集運搬し、長崎市の処分場へ搬入する。

(2) 一般廃棄物の種類及び予定数量については次のとおりとする

種 類	単 位	予定数量(4～5月)	予定数量(6～3月)	予定数量
燃やせるごみ	袋(45ℓ)	600袋	3,000袋	3,600袋
燃やせないごみ	袋(45ℓ)	70袋	350袋	420袋
資源ごみ	袋(45ℓ)	20袋	100袋	120袋

(3) 長崎市の処分場で支払う一般廃棄物処理手数料については、単価に含まれるものとする。

(4) 廃棄物用のビニール袋に係る費用は、乙が負担するものとする。

袋(45ℓ)	約 635×800	破れにくい材質、厚みとする。
--------	-----------	----------------

(5) 一般廃棄物収集後廃棄物置場及び周辺は、箒等又は水道水等により清掃を行うこと。

(6) 一般廃棄物収集後は、取出し口のドア等を必ず閉めること。

(7) 1ヶ月毎の業務終了後、業務実績報告書を提出すること。

(8) 委託された一般廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき適正に処理すること。

(9) 委託された一般廃棄物について週3回（年末年始以外）収集すること。

なお、年末年始については別途協議する。

(10) 野母崎病院の一般廃棄物の排出量は減少する可能性があります。

長崎市病院局一般廃棄物収集運搬業務委託（琴海病院）仕様書

- 1 委託業務名 長崎市病院局一般廃棄物収集運搬業務委託（琴海病院）
- 2 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 委託対象事業場 長崎市立琴海病院
所在地 長崎市琴海形上町1849番地7

4 委託業務内容

(1) 長崎市立琴海病院から排出される一般廃棄物を収集運搬し、長崎市の処分場へ搬入する。

(2) 一般廃棄物の種類及び予定数量については次のとおりとする

種 類	単 位	予定数量（4～5月）	予定数量（6～3月）	予定数量
燃やせるごみ	袋(45ℓ)	480袋	2,370袋	2,850袋
燃やせないごみ	袋(45ℓ)	5袋	15袋	20袋
資源ごみ	袋(45ℓ)	90袋	460袋	400袋

(3) 長崎市の処分場で支払う一般廃棄物処理手数料については、単価に含まれるものとする。

(4) 廃棄物用のビニール袋に係る費用は、乙が負担するものとする。

袋(45ℓ)	約 635×800	破れにくい材質、厚みとする。
--------	-----------	----------------

(5) 一般廃棄物収集後廃棄物置場及び周辺は、箒等又は水道水等により清掃を行うこと。

(6) 一般廃棄物収集後は、取出し口のドア等を必ず閉めること。

(7) 1ヶ月毎の業務終了後、業務実績報告書を提出すること。

(8) 委託された一般廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき適正に処理すること。

(9) 委託された一般廃棄物について週2回（年未年始以外）収集すること。

なお、年未年始については別途協議する。

(10) 琴海病院の一般廃棄物の排出量は減少の可能性があります。

長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（市民病院）仕様書

- 1 委託業務名 長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（市民病院）
- 2 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 委託対象事業場 長崎市立市民病院
所在地 長崎市新地町6番39号
- 4 委託業務内容

- (1) 長崎市立市民病院から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び、処分を行う。
- (2) 産業廃棄物の区分、種類、予定数量及び処分方法については次のとおりとする

区分	種類	単位	予定数量	処分方法
特別管理 産業廃棄物	感染性産業廃棄物	個(10リットル)	0個	焼却
		個(20リットル)	2,200個	焼却
		個(50リットル)	3,700個	焼却
		個(70リットル)	0個	焼却
	キシレン（引火性廃油）	缶(18リットル缶)	15缶	焼却
特別管理 産業廃棄物 以外の 産業廃棄物	廃プラスチック類（医療用）	袋(50リットル)赤	5,900袋	焼却
	ガラスくず及び陶磁器くず(医療用)	袋(50リットル)緑	500袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物が付着)	袋(50リットル)黄	1,000袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物の付着ナ)	袋(50リットル)橙	2,300袋	破碎
	ガラスくず及び陶磁器くず(有機物が付着)	袋(50リットル)黒	0袋	焼却
	金属くず(有機物が付着)	袋(50リットル)紫	0袋	焼却
	ホルマリン（廃酸）	ポリタンク (25リットル入)	50缶	中和
	定着液（廃酸）	kg(汲取)	200kg	中和
現像液（廃アルカリ）	kg(汲取)	360kg	中和	

ア 「特別管理産業廃棄物」の容器は、契約に含まないものとする。ただし、「特別管理産業廃棄物」の容器のハザードマーク及び「特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物」のビニール袋は、契約に含まれるものとする。

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は契約に含まれるものとする。

- (3) ホルマリンの入ったポリタンク容器は、中和処分後再利用するため返却すること。
- (4) 感染性産業廃棄物については、集積場が溢れ出ないように週1回から4～5回以上保冷車にて収集運搬すること。
- (5) 感染性産業廃棄物以外の産業廃棄物についても集積場があふれ出ないように週1回から4～5回以上収集運搬すること。
- (6) 産業廃棄物の積み替え保管は行わないこと。
- (7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく感染性廃棄物処理マニュアルを遵守すること。
- (8) 最終処分の証として、本契約受託者と最終処分業者の契約の写しを提出すること。

- (9) 特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可証及び最終処分場の写しを添付すること。
- (10) 焼却施設の仕様書、排ガスの測定データを提出すること
- (11) 燃え殻、ばいじんについてダイオキシンの測定データを提出すること。
- (12) 中和処理を行った場合、排水処理放流水水質測定データを提出すること。
- (13) 1ヶ月毎の業務終了後、業務実績報告書を提出すること。

長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（市民病院）仕様書

- 1 委託業務名 長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（市民病院）
- 2 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 委託対象事業場 長崎市立市民病院
所在地 長崎市新地町6番39号
- 4 委託業務内容

- (1) 長崎市立市民病院から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び、処分を行う。
- (2) 産業廃棄物の区分、種類、予定数量及び処分方法については次のとおりとする

区分	種類	単位	予定数量	処分方法
特別管理 産業廃棄物	感染性産業廃棄物	個(10リットル)	0個	焼却
		個(20リットル)	2,200個	焼却
		個(50リットル)	3,700個	焼却
		個(70リットル)	0個	焼却
	キシレン（引火性廃油）	缶(18リットル缶)	15缶	焼却
特別管理 産業廃棄物 以外の 産業廃棄物	廃プラスチック類（医療用）	袋(50リットル)赤	5,900袋	焼却
	ガラスくず及び陶磁器くず(医療用)	袋(50リットル)緑	500袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物が付着)	袋(50リットル)黄	1,000袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物の付着ナ)	袋(50リットル)橙	2,300袋	破碎
	ガラスくず及び陶磁器くず(有機物が付着)	袋(50リットル)黒	0袋	焼却
	金属くず(有機物が付着)	袋(50リットル)紫	0袋	焼却
	ホルマリン（廃酸）	ポリタンク (25リットル入)	50缶	中和
	定着液（廃酸）	kg(汲取)	200kg	中和
現像液（廃アルカリ）	kg(汲取)	360kg	中和	

ア 「特別管理産業廃棄物」の容器は、契約に含まないものとする。ただし、「特別管理産業廃棄物」の容器のハザードマーク及び「特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物」のビニール袋は、契約に含まれるものとする。

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は契約に含まれるものとする。

- (3) ホルマリンの入ったポリタンク容器は、中和処分後再利用するため返却すること。
- (4) 感染性産業廃棄物については、**集積場が溢れ出ないよう週1回から4～5回以上**保冷車にて収集運搬すること。
- (5) 感染性産業廃棄物以外の産業廃棄物についても**集積場があふれ出ないよう週1回から4～5回以上**収集運搬すること。
- (6) 産業廃棄物の積み替え保管は行わないこと。
- (7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく感染性廃棄物処理マニュアルを遵守すること。
- (8) 最終処分の証として、本契約受託者と最終処分業者の契約の写しを提出すること。

- (9) 特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可証及び最終処分場の写しを添付すること。
- (10) 焼却施設の仕様書、排ガスの測定データを提出すること
- (11) 燃え殻、ばいじんについてダイオキシンの測定データを提出すること。
- (12) 中和処理を行った場合、排水処理放流水水質測定データを提出すること。
- (13) 1ヶ月毎の業務終了後、業務実績報告書を提出すること。

長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（成人病センター）仕様書

- 1 委託業務名 長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（成人病センター）
- 2 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 委託対象事業場 長崎市立病院成人病センター
所在地 長崎市湍町20番5号
- 4 委託業務内容

- (1) 長崎市立病院成人病センターから排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び、処分を行う。
- (2) 産業廃棄物の区分、種類、予定数量及び処分方法については次のとおりとする

区分	種類	単位	予定数量	処分方法
特別管理 産業廃棄物	感染性産業廃棄物	個(10リットル)	310個	焼却
		個(20リットル)	980個	焼却
		個(50リットル)	0個	焼却
		個(70リットル)	940個	焼却
	キシレン（引火性廃油）	缶(18リットル缶)	0缶	焼却
特別管理 産業廃棄物 以外の 産業廃棄物	廃プラスチック類（医療用）	袋(50リットル)赤	1,710袋	焼却
	ガラスくず及び陶磁器くず(医療用)	袋(50リットル)緑	180袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物が付着)	袋(50リットル)黄	630袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物の付着ナ)	袋(50リットル)橙	850袋	破碎
	ガラスくず及び陶磁器くず(有機物が付着)	袋(50リットル)黒	20袋	焼却
	金属くず(有機物が付着)	袋(50リットル)紫	70袋	焼却
	ホルマリン（廃酸）	ポリタンク (25リットル入)	0缶	中和
	定着液（廃酸）	kg（汲取）	0kg	中和
現像液（廃アルカリ）	kg（汲取）	0kg	中和	

ア 「特別管理産業廃棄物」の容器は、契約に含まないものとする。ただし、「特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物」のビニール袋は、契約に含まれるものとする。

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は契約に含まれるものとする。

- (3) ホルマリンの入ったポリタンク容器は中和処分後再利用するため返却すること。
- (4) 感染性産業廃棄物については、集積場が溢れないように週1回以上保冷車にて収集運搬すること。
- (5) 感染性産業廃棄物以外の産業廃棄物についても集積場が溢れないよう週1回以上収集運搬すること。
- (6) 産業廃棄物の積み替え保管は行わないこと。
- (7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく感染性廃棄物処理マニュアルを遵守すること。

- (8) 最終処分の証として、本契約受託者と最終処分業者の契約の写しを提出すること。
- (9) 特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可証及び最終処分場の許可の写しを添付すること。
- (10) 焼却施設の仕様書、排ガスの測定データを提出すること
- (11) 燃え殻、ばいじんについてダイオキシンの測定データを提出すること。
- (12) 中和処理を行った場合、排水処理放流水水質測定データを提出すること。
- (13) 1ヶ月毎の業務終了後、業務実績報告書を提出すること。

長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（成人病センター）仕様書

- 1 委託業務名 長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（成人病センター）
- 2 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 委託対象事業場 長崎市立病院成人病センター
所在地 長崎市湍町20番5号
- 4 委託業務内容

- (1) 長崎市立病院成人病センターから排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び、処分を行う。
- (2) 産業廃棄物の区分、種類、予定数量及び処分方法については次のとおりとする

区分	種類	単位	予定数量	処分方法
特別管理 産業廃棄物	感染性産業廃棄物	個(10リットル)	310個	焼却
		個(20リットル)	980個	焼却
		個(50リットル)	0個	焼却
		個(70リットル)	940個	焼却
	キシレン（引火性廃油）	缶(18リットル缶)	0缶	焼却
特別管理 産業廃棄物 以外の 産業廃棄物	廃プラスチック類（医療用）	袋(50リットル)赤	1,710袋	焼却
	ガラスくず及び陶磁器くず(医療用)	袋(50リットル)緑	180袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物が付着)	袋(50リットル)黄	630袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物の付着が)	袋(50リットル)橙	850袋	破碎
	ガラスくず及び陶磁器くず(有機物が付着)	袋(50リットル)黒	20袋	焼却
	金属くず(有機物が付着)	袋(50リットル)紫	70袋	焼却
	ホルマリン（廃酸）	ポリタンク (25リットル入)	0缶	中和
	定着液（廃酸）	kg（汲取）	0kg	中和
現像液（廃アルカリ）	kg（汲取）	0kg	中和	

ア 「特別管理産業廃棄物」の容器は、契約に含まないものとする。ただし、「特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物」のビニール袋は、契約に含まれるものとする。

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は契約に含まれるものとする。

- (3) ホルマリンの入ったポリタンク容器は中和処分後再利用するため返却すること。
- (4) 感染性産業廃棄物については、集積場が溢れないように週1回以上保冷車にて収集運搬すること。
- (5) 感染性産業廃棄物以外の産業廃棄物についても集積場が溢れないよう週1回以上収集運搬すること。
- (6) 産業廃棄物の積み替え保管は行わないこと。
- (7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく感染性廃棄物処理マニュアルを遵守すること。

- (8) 最終処分の証として、本契約受託者と最終処分業者の契約の写しを提出すること。
- (9) 特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可証及び最終処分場の許可の写しを添付すること。
- (10) 焼却施設の仕様書、排ガスの測定データを提出すること
- (11) 燃え殻、ばいじんについてダイオキシンの測定データを提出すること。
- (12) 中和処理を行った場合、排水処理放流水水質測定データを提出すること。
- (13) 1ヶ月毎の業務終了後、業務実績報告書を提出すること。

長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（野母崎病院）仕様書

- 1 委託業務名 長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（野母崎病院）
- 2 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 委託対象事業場 長崎市立野母崎病院
所在地 長崎市野母町2283番地7
- 4 委託業務内容

- (1) 長崎市立野母崎病院から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び、処分を行う。
- (2) 産業廃棄物の区分、種類、予定数量及び処分方法については次のとおりとする

区分	種類	単位	予定数量	処分方法
特別管理 産業廃棄物	感染性産業廃棄物	個(10リットル)	0個	焼却
		個(20リットル)	100個	焼却
		個(50リットル)	70個	焼却
		個(70リットル)	10個	焼却
	キシレン（引火性廃油）	缶(18リットル缶)	0缶	焼却
特別管理 産業廃棄物 以外の 産業廃棄物	廃プラスチック類（医療用）	袋(50リットル)赤	200袋	焼却
	ガラスくず及び陶磁器くず(医療用)	袋(50リットル)緑	20袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物が付着)	袋(50リットル)黄	0袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物の付着ナシ)	袋(50リットル)橙	40袋	破碎
	ガラスくず及び陶磁器くず(有機物が付着)	袋(50リットル)黒	0袋	焼却
	金属くず(有機物が付着)	袋(50リットル)紫	0袋	焼却
	ホルマリン（廃酸）	ポリタンク (25リットル入)	0缶	中和
	定着液（廃酸）	kg（汲取）	150kg	中和
現像液（廃アルカリ）	kg（汲取）	50kg	中和	

ア 「特別管理産業廃棄物」の容器は、契約に含まないものとする。ただし、「特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物」のビニール袋は、契約に含まれるものとする。

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は契約に含まれるものとする。

- (3) ホルマリンの入ったポリタンク容器は、中和処分後再利用するため返却すること。
- (4) 感染性産業廃棄物については、集積場が溢れないよう週1回以上保冷車にて収集運搬すること。
- (5) 感染性産業廃棄物以外の産業廃棄物についても集積場が溢れないよう週1回以上収集運搬すること。
- (6) 産業廃棄物の積み替え保管は行わないこと。
- (7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく感染性廃棄物処理マニュアルを遵守すること。

- (8) 最終処分の証として、本契約受託者と最終処分業者の契約の写しを提出すること。
- (9) 特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可証及び最終処分場許可証の写しを添付すること。
- (10) 焼却施設の仕様書、排ガスの測定データを提出すること
- (11) 燃え殻、ばいじんについてダイオキシンの測定データを提出すること。
- (12) 中和処理を行った場合、排水処理放流水水質測定データを提出すること。
- (13) 1ヶ月毎の業務終了後、業務実績報告書を提出すること。
- (14) 野母崎病院の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出量は減少する可能性があります。

長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（野母崎病院）仕様書

- 1 委託業務名 長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（野母崎病院）
- 2 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 委託対象事業場 長崎市立野母崎病院
所在地 長崎市野母町2283番地7
- 4 委託業務内容

- (1) 長崎市立野母崎病院から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び、処分を行う。
- (2) 産業廃棄物の区分、種類、予定数量及び処分方法については次のとおりとする

区分	種類	単位	予定数量	処分方法
特別管理 産業廃棄物	感染性産業廃棄物	個(10リットル)	0個	焼却
		個(20リットル)	100個	焼却
		個(50リットル)	70個	焼却
		個(70リットル)	10個	焼却
	キシレン（引火性廃油）	缶(18リットル缶)	0缶	焼却
特別管理 産業廃棄物 以外の 産業廃棄物	廃プラスチック類（医療用）	袋(50リットル)赤	200袋	焼却
	ガラスくず及び陶磁器くず(医療用)	袋(50リットル)緑	20袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物が付着)	袋(50リットル)黄	0袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物の付着ナシ)	袋(50リットル)橙	40袋	破碎
	ガラスくず及び陶磁器くず(有機物が付着)	袋(50リットル)黒	0袋	焼却
	金属くず(有機物が付着)	袋(50リットル)紫	0袋	焼却
	ホルマリン（廃酸）	ポリタンク (25リットル入)	0缶	中和
	定着液（廃酸）	kg（汲取）	150kg	中和
現像液（廃アルカリ）	kg（汲取）	50kg	中和	

ア 「特別管理産業廃棄物」の容器は、契約に含まないものとする。ただし、「特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物」のビニール袋は、契約に含まれるものとする。

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は契約に含まれるものとする。

- (3) **ホルマリンの入ったポリタンク容器は、中和処分後再利用するため返却すること。**
- (4) 感染性産業廃棄物については、集積場が溢れないよう週1回以上保冷車にて収集運搬すること。
- (5) 感染性産業廃棄物以外の産業廃棄物についても集積場が溢れないよう週1回以上収集運搬すること。
- (6) 産業廃棄物の積み替え保管は行わないこと。
- (7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく感染性廃棄物処理マニュアルを遵守すること。

- (8) 最終処分の証として、本契約受託者と最終処分業者の契約の写しを提出すること。
- (9) 特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可証及び最終処分場許可証の写しを添付すること。
- (10) 焼却施設の仕様書、排ガスの測定データを提出すること
- (11) 燃え殻、ばいじんについてダイオキシンの測定データを提出すること。
- (12) 中和処理を行った場合、排水処理放流水水質測定データを提出すること。
- (13) 1ヶ月毎の業務終了後、業務実績報告書を提出すること。
- (14) 野母崎病院の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出量は減少する可能性があります。

長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（琴海病院）仕様書

- 1 委託業務名 長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（琴海病院）
- 2 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 委託対象事業場 長崎市立琴海病院
所在地 長崎市琴海形上町1849番地7
- 4 委託業務内容

- (1) 長崎市立琴海病院から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び、処分を行う。
- (2) 産業廃棄物の区分、種類、予定数量及び処分方法については次のとおりとする

区分	種類	単位	予定数量	処分方法
特別管理 産業廃棄物	感染性産業廃棄物	個(10リットル)	0個	焼却
		個(20リットル)	120個	焼却
		個(50リットル)	130個	焼却
		個(70リットル)	130個	焼却
	キシレン（引火性廃油）	缶(18リットル缶)	0缶	焼却
特別管理 産業廃棄物 以外の 産業廃棄物	廃プラスチック類（医療用）	袋(50リットル)赤	320袋	焼却
	ガラスくず及び陶磁器くず(医療用)	袋(50リットル)緑	20袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物が付着)	袋(50リットル)黄	0袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物の付着ナシ)	袋(50リットル)橙	90袋	破碎
	ガラスくず及び陶磁器くず(有機物が付着)	袋(50リットル)黒	2袋	焼却
	金属くず(有機物が付着)	袋(50リットル)紫	3袋	焼却
	ホルマリン（廃酸）	ポリタンク (25リットル入)	0缶	中和
	定着液（廃酸）	kg(汲取)	0kg	中和
現像液（廃アルカリ）	kg(汲取)	0kg	中和	

ア 「特別管理産業廃棄物」の容器は、契約に含まないものとする。ただし、「特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物」のビニール袋は、契約に含まれるものとする。

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は契約に含まれるものとする。

- (3) ホルマリンの入ったポリタンク容器は、中和処分後再利用するため返却すること。
- (4) 感染性産業廃棄物については、集積場が溢れないよう週1回以上保冷車にて収集運搬すること。
- (5) 感染性産業廃棄物以外の産業廃棄物についても集積場が溢れないよう週1回以上収集運搬すること。
- (6) 産業廃棄物の積み替え保管は行わないこと。
- (7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく感染性廃棄物処理マニュアルを遵守すること。

- (8) 最終処分の証として、本契約受託者と最終処分業者の契約の写しを提出すること。
- (9) 特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可証及び最終処分場の許可の写しを添付すること。
- (10) 焼却施設の仕様書、排ガスの測定データを提出すること
- (11) 燃え殻、ばいじんについてダイオキシンの測定データを提出すること。
- (12) 中和処理を行った場合、排水処理放流水水質測定データを提出すること。
- (13) 1ヶ月毎の業務終了後、業務実績報告書を提出すること。
- (14) 琴海病院の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出量は減少する可能性があります。

長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（琴海病院）仕様書

- 1 委託業務名 長崎市病院局産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業務委託（琴海病院）
- 2 履行期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 委託対象事業場 長崎市立琴海病院
所在地 長崎市琴海形上町1849番地7
- 4 委託業務内容

- (1) 長崎市立琴海病院から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び、処分を行う。
- (2) 産業廃棄物の区分、種類、予定数量及び処分方法については次のとおりとする

区分	種類	単位	予定数量	処分方法
特別管理 産業廃棄物	感染性産業廃棄物	個(10リットル)	0個	焼却
		個(20リットル)	120個	焼却
		個(50リットル)	130個	焼却
		個(70リットル)	130個	焼却
	キシレン（引火性廃油）	缶(18リットル缶)	0缶	焼却
特別管理 産業廃棄物 以外の 産業廃棄物	廃プラスチック類（医療用）	袋(50リットル)赤	320袋	焼却
	ガラスくず及び陶磁器くず(医療用)	袋(50リットル)緑	20袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物が付着)	袋(50リットル)黄	0袋	焼却
	廃プラスチック類(有機物の付着ナシ)	袋(50リットル)橙	90袋	破碎
	ガラスくず及び陶磁器くず(有機物が付着)	袋(50リットル)黒	2袋	焼却
	金属くず(有機物が付着)	袋(50リットル)紫	3袋	焼却
	ホルマリン（廃酸）	ポリタンク (25リットル入)	0缶	中和
	定着液（廃酸）	kg(汲取)	0kg	中和
現像液（廃アルカリ）	kg(汲取)	0kg	中和	

ア 「特別管理産業廃棄物」の容器は、契約に含まないものとする。ただし、「特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物」のビニール袋は、契約に含まれるものとする。

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は契約に含まれるものとする。

- (3) ホルマリンの入ったポリタンク容器は、中和処分後再利用するため返却すること。
- (4) 感染性産業廃棄物については、集積場が溢れないよう週1回以上保冷車にて収集運搬すること。
- (5) 感染性産業廃棄物以外の産業廃棄物についても集積場が溢れないよう週1回以上収集運搬すること。
- (6) 産業廃棄物の積み替え保管は行わないこと。
- (7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく感染性廃棄物処理マニュアルを遵守すること。

- (8) 最終処分の証として、本契約受託者と最終処分業者の契約の写しを提出すること。
- (9) 特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可証及び最終処分場の許可の写しを添付すること。
- (10) 焼却施設の仕様書、排ガスの測定データを提出すること
- (11) 燃え殻、ばいじんについてダイオキシンの測定データを提出すること。
- (12) 中和処理を行った場合、排水処理放流水水質測定データを提出すること。
- (13) 1ヶ月毎の業務終了後、業務実績報告書を提出すること。
- (14) 琴海病院の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出量は減少する可能性があります。

市民病院エレベーター等保守点検業務委託仕様書

1 点検・手入れ保全

- (1) 定期的に計画的な点検・手入れ保全作業（給油・調整・清掃）を実施すること。
- (2) 点検・手入れ保全作業を行ったときは、「エレベーター作業報告書」を提出すること。

4 品質検査

1年に1回以上、昇降機設備の総合的な機能を確認する検査を行い、品質検査の結果については、「定期検査報告書」を提出すること。

5 定期保守業務

乙は、万全の保守を図るため、エレベーターについては毎月2回、小荷物専用昇降機については毎月1回技術員を甲に派遣して保守を行うものとする。

(1) E 1号エレベーター	インバーター制御方式
(2) E 2号エレベーター	インバーター制御方式
(3) E 3号エレベーター	インバーター制御方式
(4) E 4号エレベーター	インバーター制御方式
(5) D 1号小荷物専用昇降機	交流一段速度歯車式
(6) D 2号小荷物専用昇降機	交流一段速度歯車式
(7) D 3号小荷物専用昇降機	交流一段速度歯車式
(8) D 4号小荷物専用昇降機	交流一段速度歯車式
(9) E 5号エレベーター	インバーター制御方式
(10) E 6号エレベーター	交流二段速度歯車式

市民病院エレベーター等保守点検業務委託仕様書

本館エレベーター（E1号～E4号）・小荷物専用昇降機（D1号～D4号）保守範囲
取替又は修理は下記のとおりとする。

	項目	取替又は修理項目
	1	発電機及び励磁機側ベアリング
	2	発電機及び励磁機側整流子削正及び刷子
	3	分解手入・絶縁ワニス処理
	4	電動機・発電機・励磁機巻線
	5	ウォームギヤー
	6	ウォーム
	7	スラストベアリング
	8	グランド部オイルシール
	9	シーブセンターベアリング
	10	主シーブ
	11	シーブセンターオイルセンター
	12	グランドメタル
	13	ソラセ車用ベアリング
	14	電磁ブレーキライニング
	15	” ブランジャー
	16	” ロッド
	17	” ブランジャースリーブ
	18	” コイル
	19	” コンタクト
巻上機	20	巻上電動機巻線関係
	21	整流子削正刷子
	22	ギアオイル及び電動機軸受
	23	巻上機分解
	24	” 歯当り調整
	25	電動機スリップリング
	26	各部ピン及びブッシュ
	27	電動機用配線
	28	シャフト
	29	同上メタル
	30	シーブ及びフライトウェイト
調速機及び 張り車負荷平衡秤装置	31	電気接点
	32	秤利バネ・チェーン・滑動コロ・各部ピン・ブッシュ類
	33	秤電気関係一式

位置知らせ操作及び 信号操作器	34 35 36 37 38 39	遊動棒 遊動棒・ネジ棒 歯車 可働接点 固定接点 駆動チェーン
受電盤 制御盤 起動盤 信号リレー器	40 41 42 43 44 45 46 47 48	リレー及びコンタクター（コイル含む） 可動及び固定接点・リード線 セレクター用電動機 セレクター案内棒・ネジ棒・移動ナット セレン整流器 E W抵抗管・V型抵抗管 コンデンサー O・C・B 各部配線
昇降機関係	49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63	主ロープ 调速機ロープ 釣合ロープ 行過ぎ制限スイッチ及び終点スイッチコロ接点 釣合車用ベアリング カウンター吊車 カウンター吊車ベアリング カウンターウェイト滑り子 主レール及びオモリレール スチールテープ コットンロープ 油圧式バッファ油 つながみ つながみ用スプリング 塔内配線配管
乗場戸閉仕掛	64 65 66 67 68 69 70 71	戸のレール 戸の吊手及び腕 戸の脚・戸当りゴム のりばの戸引手 錠スイッチ 戸連動ロープ及び関係品 各部ピン及びブッシュ類 配線
乗場位置知らせ	72 73 74	ランプソケット ランプ 配線

乗 場 押 釦	75	押釦スイッチ部
	76	押釦ランプ
戸 閉 機 械	77	戸閉機械（減速機構）
	78	同上電動機
	79	各部ベアリング及びメタルブッシュ類
	80	オイルシール
	81	ギアオイル
	82	スイッチ接点抵抗管
	83	カップリング
引 外 し 装 置	84	コイル
	85	接点
	86	可動カム腕及びバネ
	87	各部ピン及びブッシュ類
籠 戸 閉 仕 掛	88	戸閉レバー及び可動ペーン
	89	配線
	90	戸閉スイッチ及びストライカー
	91	扉安全スイッチ
	92	戸のレール
	93	戸の吊手・脚・戸当ゴム
籠上及び下各機器	94	滑り子
	95	滑り金
	96	油差し芯
	97	非常止め分解手入れ（ロープ替含む）
	98	着床リレー
	99	制御ケーブル
籠 関 係	100	籠内操作盤押釦及びコイル・スイッチ・ソケット類
	101	籠床秤装置
	102	電話機
	103	蛍光灯
	104	デフューザ扇
そ の 他	105	その他上記に記載されてないエレベーター運行機能に関する修正工事

（附 記） 下記の装置に属する工事はこの契約に含まれないものとする。

記

昇降籠（含ゴムタイル）	} に関する仕上直し（塗装替又はメッキ直し） 修理・取替及び清掃
昇降路周壁	
各階出入口扉・三方枠・敷居	
押釦カバー	
インジケーターカバー	
操作盤カバー	

別館5号機エレベーター保守範囲

取替又は修理は下記のとおりとする。

機種名	項目	取替又は修理項目
巻上機	1	ウォームギヤー
	2	ウォーム
	3	スラストベアリング
	4	グランド部オイルシール
	5	シーブセンターベアリング
	6	主シーブ
	7	ソラセ車用ベアリング
	8	電磁ブレーキライニング
	9	” ブランジャー
	10	” ロッド
	11	” ブランジースリーブ
	12	” コイル
	13	” コンタクト
	14	ギアオイル及び電動機軸受
	15	巻上機分解
	16	” 歯当り調整
	17	各部ピン及びブッシュ
	18	電動機用配線
	19	防振ゴム
	20	カップリングボルト
	21	電動機オーバーホール
	22	タコジェネレーター
受電盤 制御盤	23	NFブレーカー
	24	リレー本体
	25	半導体プリント基盤
	26	コンデンサー
	27	整流器
	28	変圧機
昇降機関係	29	主ロープ
	30	調速機ロープ
	31	行過ぎ制御スイッチ及び終点スイッチコロ接点
	32	制御ケーブル
	33	PAD着床装置
籠・乗場表示関係	34	ランプ
	35	光電装置
	36	インターホン
	37	半導体プリント基盤
付加装置	38	火災時管制運転装置
	39	地震時管制運転装置
その他	40	その他上記に記載されていないエレベーター運行機能に関する修理工事

(付 記) 下記の装置に属する業務はこの契約に含まれないものとする。

記

機種名	項目	取替又は修理項目
調速機及び張り車	1	シャフト
	2	ベアリング
	3	ジープ及びフライトウェイト
	4	電気接点
乗場戸閉仕掛	5	戸のレール
	6	戸の吊手及び腕
	7	乗場の戸引き手
	8	錠スイッチ
	9	戸連動ロープ及び関係品
乗場戸閉仕掛	10	各部ピン及びブッシュ類
	11	配線
戸閉機械	12	戸閉機械(減速機構)
	13	同上電動機
	14	部ベアリング及びメタルブッシュ類
	15	オイルシール
	16	ギヤーオイル
	17	スイッチ接点抵抗管
	18	カップリング
	カゴ戸閉仕掛	19
20		配線
21		戸閉スイッチ及びストライカー
22		扉安全スイッチ
23		戸のレール
24		戸の吊手・脚・戸当りゴム
カゴ上及び下各機器		25
	26	滑り金
	27	油差し芯
	28	非常止め分解手入れ

昇降籠(含ゴムタイル)

昇降路周壁

各階出入口扉・三方枠・敷居

押釦カバー

インジケーターカバー

操作盤カバー

に関する仕上直し(塗装替又はメッキ直し)

修理・取替及び清掃

別館6号機エレベーター保守範囲

乙が負担する消耗部品一覧表(6号機・AC-2・125V系)

項目	品名	規格	数量
1	巻上機・電磁ブレーキ接点	BK	1式
2	巻上機・電動機カーボン刷子	TD-500	1式
3	OCR	TR-32	1式
4	DEA-72型固定コンタクト	B465536-2	1式
5	DEA-72型可動コンタクト	B341523-6	1式
6	B型固定コンタクト	B445332-1	1式
7	B型可動メイク	B234093-G7	1式
8	B型可動ブレイク	B234093-G8	1式
9	C型固定コンタクト	B335009-256	1式
10	C型ハート型コンタクト	B346122-G1	1式
11	TC型固定型コンタクト	B336591-138	1式
12	TC型ハート型コンタクト	B346122-G1	1式
13	DT-620型固定コンタクト	B346040-312	1式
14	DT-620型可動コンタクト	B346040-114	1式
15	DT-620型補助コンタクト	B336591-93	1式
16	DE-72型リード線	B341565-5	1式
17	B20型リード線	B234093-G	1式
18	戸閉電動機カーボン刷子	AA型	1式
19	ランプ	110V-5W	1式
20	ランプ	18V-5W	1式
21	油脂類(巻上機・戸閉機械ギアオイル取替えは別途)		
22	D20型リード線	B50780	1式
23	KN型カーボン刷子	B432717-2~5	1式
24	ヒューズ・ビスナット・ウエス		

1 リモート点検

- (1) 対象は、本館1号機・2号機・3号機・4号機・別館5号機とする。
- (2) 昇降機設備の運行状態を常時記録し、その記録を収集して、定期的に機器の状態を点検すること。また、点検する項目は次のとおりとする。

点検項目		点検内容
制御関連機器 (機械室)	室内環境	機器温度
	巻上機	ブレーキ(バルブ)動作状態
	制御盤	接触器動作状態
制御機器動作状態		
かご関連機器	かごの戸	戸の開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	かご操作盤	押ボタン動作状態
	照明灯	点灯状態
	外部連絡装置	インターホン電源電圧状態
乗場関連機器	乗場の戸	開閉状態
		ドアスイッチ動作状態
	乗場押ボタン	動作状態
昇降路内関連機器	安全スイッチ	動作状態
運転状態		起動状態
		加速状態
		定速状態
		減速状態
		着床状態

- (3) 前号の点検対象の項目・内容について変調が生じた場合は、早急に適切な処置をとること。
- (4) 昇降機設備の運行状態のデータに基づく点検結果及び変調状態に対する処置の結果については、毎月「エレベーターリモート点検報告書」を提出すること。
- (5) 変調発生後の処置のために現場で行った場合は、その作業に応じて、「エレベーター」作業報告書を提出すること。
- (6) 昇降機設備の運行状況を「エレベーター利用状況報告書」にて定期的に提出すること。

2 異常監視・直接通話サービス

- (1) 対象は、本館1号機・2号機・3号機・4号機・別館5号機とする。
- (2) 昇降機設備について次の異常が発生したときは、リモート点検装置からの異常通報に基づき、早急に適切な処置をとること。
- (ア) 閉じ込め故障
- (イ) 使用不能故障(運行に支障がある状態)

- (ウ) 着床不良
 - (オ) 制御盤停電
 - (カ) リモート点検装置 (MOP 盤) 停電
 - (キ) 制御関連機器温度異常
- (3) 昇降機設備に次の故障が発生した場合は、昇降機設備かご内インターホンにより、同かご内の乗客と乙の受診専門員が直接通話し、必要な指示、連絡等にあたること。
- (ア) 閉じ込め故障
 - (イ) 使用不能故障
- (4) 異常報告が発せられた場合の処置の結果については、「エレベーターリモート点検報告書」を提出すること。
- (5) 異常報告に基づく処置のために現場で行った場合は、その作業に応じて、「エレベーター作業報告書」又は「故障修理報告書」を提出すること。

エレベーターの設置箇所			エレベータの仕様について										
所在地	建築物等の名称	号機	エレベーター製造社名	制御方式	区分 (リストより選択)	設置時期	用途 (リストより選択)	定員 (人)	積載量 (kg)	定格速度 (m/min)	階高	リモート診断	点検回数
長崎市新地町6-39	本館	E1	三菱電機㈱	インバータ制御方式	ロープ式	S49.10	乗用	11	750	90	地下1F~7F	有	2回/月
長崎市新地町6-39	本館	E2	三菱電機㈱	インバータ制御方式	ロープ式	S49.10	乗用	11	750	90	地下1F~7F	有	2回/月
長崎市新地町6-39	本館	E3	三菱電機㈱	インバータ制御方式	ロープ式	S49.10	寝台用	15	1,000	45	地下1F~7F	有	2回/月
長崎市新地町6-39	本館	E4	三菱電機㈱	インバータ制御方式	ロープ式	S49.10	人荷用	22	1,450	90	地下1F~7F	有	2回/月
長崎市新地町6-39	南棟	E5	三菱電機㈱	インバータ制御方式	ロープ式	S42.3	寝台用	14	1,000	45	地下1F~6F	有	2回/月
長崎市新地町6-39	南棟	E6	三菱電機㈱	交流二段速度歯車式	ロープ式	S42.3	乗用	6	400	45	地下1F~5F	無	2回/月

小荷物専用昇降機の設置箇所			小荷物専用昇降機の仕様について								
所在地	建築物等の名称	号機	昇降機製造社名	制御方式	区分 (リストより選択)	設置時期	用途	積載量 (kg)	階高	場所～ 場所	点検回数
長崎市新地町6-39	本館	D1	三菱電機㈱	交流一段速度歯車式	ロープ式	S49.10	小荷物用	300	1F～7F	1F薬局(薬品庫) ～ 病棟7階	1回/月
長崎市新地町6-39	本館	D2	三菱電機㈱	交流一段速度歯車式	ロープ式	S49.10	小荷物用	75	1F～2F	1F薬局(薬品庫) ～ 2F製剤室	1回/月
長崎市新地町6-39	本館	D3	三菱電機㈱	交流一段速度歯車式	ロープ式	S49.10	小荷物用	50	1F～2F	1F医事係 ～ 2F外来内科	1回/月
長崎市新地町6-39	本館	D4	三菱電機㈱	交流一段速度歯車式	ロープ式	S49.10	小荷物用	50	2F～3F	2F外来内科 ～ 3F検査室	1回/月

市民病院吸収式冷凍機保守点検業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、長崎市立市民病院の吸収冷凍機保守点検業務委託に関して定めたもので、設備の機能を円滑に作動させるための保守業務を行うものである。

2 履行期間

平成21年4月1日～平成22年3月31日

(委託業務の場所)

3 長崎市新地町6番39号

長崎市立市民病院 地下1階機械室

4 対象機器

- (1)機器名 吸収式冷凍機
- (2)用途 冷房用
- (3)冷凍能力 1,663,200kcal/h (550UST)
- (4)制御方式 空気式
- (5)型名・型式 三菱ヨーク吸収冷凍機 E R -570
- (6)蒸気消費量 4,595kg/h
- (7)消費電力 7.7kW
- (8)冷媒 リチウムプロמיד
- (9)製造者 三菱ヨーク株
- (10)製造年月日 S.48.3
- (11)製造番号 M-5434

5 実施内容

シーズンイン時・シーズン中及びシーズンオフ時の調整・整備の作業内容は、次のとおりとする。

- 1) 漏れ箇所の点検（不良の場合は補修）
- 2) 真空引き
- 3) 起動及び試運転調整
- 4) 各保守リレーの作動確認

(2) シーズン中の作業実施要領

- 1) 月一度以上巡回し運転状況を調査して必要があれば調整する。
- 2) 故障呼出しに対して直ちにサービス員を派遣して点検調整の応急処置にあたること。
（部品材料は別途とする。）

(3) シーズンオフ（11月）の作業要領

- 1) 希釈運転
- 2) 溶液のサンプリング
- 3) 漏れ箇所の点検（N2ガス及びF-22冷媒ガス封入）
- 4) 真空ポンプ用圧縮機は全分解点検手入れを行い、油の交換をする。

5) 各機器の点検

蒸気弁・三方弁・空気源装置用減圧弁・ドレントラップ・溶液コントローラー
空気源装置・冷水温度指示調整計・冷却水温度指示調整計

6) フィルターの点検

空気源装置用・モータークーラント用

7) マグネットストレーナーの点検

8) 装置より排水（再生器・凝縮器・蒸発器・吸入器）

9) 必要時のみ冷媒及びリチウムプロマイドのディスチャージ

10) コンデンサー・アブソーバー・チューブの点検掃除

6 上記保守点検業務終了後、乙は甲に下記書類を提出し確認を受けること。

1) 点検結果報告書

1部

2) 完了通知書

請求時に1部

市民病院ナースコールインターホン設備保守点検業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、長崎市民病院のナースコールインターホン設備の保守点検業務委託に関して定めもので、設備の機能を正常かつ円滑に作動させるための保守点検業務を行うものであり、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うものとする。

2 履行期間

平成21年4月1日～平成22年3月31日

3 履行場所

長崎市新地町6番39号

長崎市立市民病院

4 点検内容

点検は年3回(5月・9月・1月)とする。

- (1) 系統の作動点検
- (2) 系統の音量点検
- (3) 機器単体の呼出・通話試験
- (4) 機器単体の要修理品・不良品の処置
- (5) 機器単体の外観補正及び清掃
- (6) その他必要事項

5 上記点検を行い、点検報告書を提出し確認を受けること。

6 委託業務の対象機器

	品名	型式	数量	備考
1	ナースコール親機ボード型	BFP-60(特)	2	
2	ナースコール親機ボード型	BFP-60B	5	
3	ナースコール親機ボード型	BFP-40B	1	
4	ナースコール親機ボード型	BRP-40A	1	
5	埋込子機	BA-304FA(特)	64	
6	埋込子機	BA-304RU	20	
7	埋込子機	BA-304FL(特)	302	
8	コンセントプレート	BB-101-B	4	
9	コンセントプレート	BB-101(特)	26	
10	握り押しボタン	RB-802	150	
11	トイレ・浴室用押しボタン	BT-201FM	36	
12	トイレ・浴室用押しボタン	BT-201F	36	
13	浴室用引きスイッチ	BB-711FM	11	
14	廊下灯	BL-312F	52	
15	復旧ボタン	BR-102	36	
16	増設用外設スピーカー	AS-200	2	

7 定期点検以外の処置

受託者は、当該設備に異常が発生した場合、委託者の連絡に基づき速やかに技術員を派遣し、復帰調整及び点検を行うものとする。

8 経費の負担

業務の実施に要する修理点検費・諸経費及び簡易部品等は受託者の負担とする。

9 上記保守点検業務終了後、乙は甲に下記書類を提出し確認を受けること。

点検報告書	2部
完了通知書	請求時に1部

市民病院ボイラー煤煙量等測定業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、長崎市立市民病院のボイラー煤煙量等の測定に関して定めたものであり、大気汚染防止法第16条に基づき行うものである。

2 履行期間

平成21年4月1日 ~ 平成22年3月31日まで

3 履行場所

長崎市立市民病院
長崎市新地町6番39号

4 業務内容

(1) 煤煙発生施設：設置箇所 本館地下ボイラー室

蒸気ボイラー 1号	最大蒸発量	(3t/h)
蒸気ボイラー 2号	〃	(3t/h)
蒸気ボイラー 3号	〃	(2t/h)
温水ボイラー	最大発熱量	(480,000Kcal/h)

5 測定項目

- (1) 全イオウ酸化物濃度 (JIS-K-0103 中和滴定法等)
- (2) 窒素酸化物量 (JIS-K-0104 フェノールメチル酸法等)
- (3) ばいじん濃度 (JIS-Z-8808 円形ろ紙法等)
- (4) 排出ガス分析
 - 排出ガス組成 (JIS-K-0301 机ゲット法等)
 - 水分量 (JIS-Z-8808 吸収管法等)
 - 排ガス流速 (JIS-Z-8808 ピトー管法等)

6 測定時期、回数

蒸気ボイラー	6月・12月	年	2回
温水ボイラー	12月・3月	年	2回

7 測定座箇所

本館屋上塔屋（南：活水側かつ吸収式クーリングタワー側）露出測定座にて測定を行うこと。

8 測定方法

測定方法は、関係法令及び規則に基づくものとする。

9 注意事項

- (1) 測定日については担当職員と十分に打ち合わせを行い決定すること。
- (2) 測定工具等の移動時、患者等に迷惑がかからないように細心の注意を払い安全に実施すること。
- (3) 測定する際、ボイラー室と運転号数及び運転停止等の連絡確認を密接に行うこと。
- (4) 測定座については排ガス等が噴出す恐れがあるため安全には十分注意すること。

- 10 上記測定業務終了後、乙は甲に下記書類を提出し確認を受けること。
- | | |
|-------|---------|
| 測定報告書 | 3部 |
| 完了通知書 | 各請求時に1部 |

市民病院蓄電池式非常電源装置保守点検業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、蓄電池式非常電源装置保守点検業務委託に関して定めるもので、設備の機能を円滑に作動させるための保守点検業務を行うことを目的とする。

2 履行期間

平成21年4月1日 ~ 平成22年3月31日まで

3 履行場所

長崎市新地町6番39号
長崎市立市民病院 南棟地下1階電気室

4 設備概要

- (1) 陰極吸収式ペースト式シール形据置鉛蓄電池 300 A H 54 個
- (2) サイリスタ整流器盤 入力 3 210V 出力 D C 120.5V 75 A 2 面

5 実施方法

- (1) 保守点検は、年3回(7月・11月・3月)行うものとする。
- (2) 作業内容は次のとおりとする。
 - 1) 充電中の各部電圧・電流測定(交流入力電圧・直流出力電圧・直流出力電流等)
 - 2) 単電池電圧及び内部抵抗測定及び外観状況点検
 - 3) 接続部状態点検・増締め
 - 4) 整流器各部の作動状態及び蓄電池の温度測定
 - 5) 整流器盤の警報試験
 - 6) 蓄電池及び整流器盤内の清掃

6 上記保守点検業務終了後、乙は甲に下記提出書類を提出し確認を受けること。

- 1) 点検報告書 2 部
- 2) 完了通知書 各請求時に 1 部